

[2] 目標達成に向けた事業展開の考え方

中心市街地の活性化に向けて3つの目標を達成していくため、活性化区域においてどのような事業展開を進めていくのかを整理し、事業展開の概念図を以下に示す。

**歩いて楽しい
回遊性の高いまち**

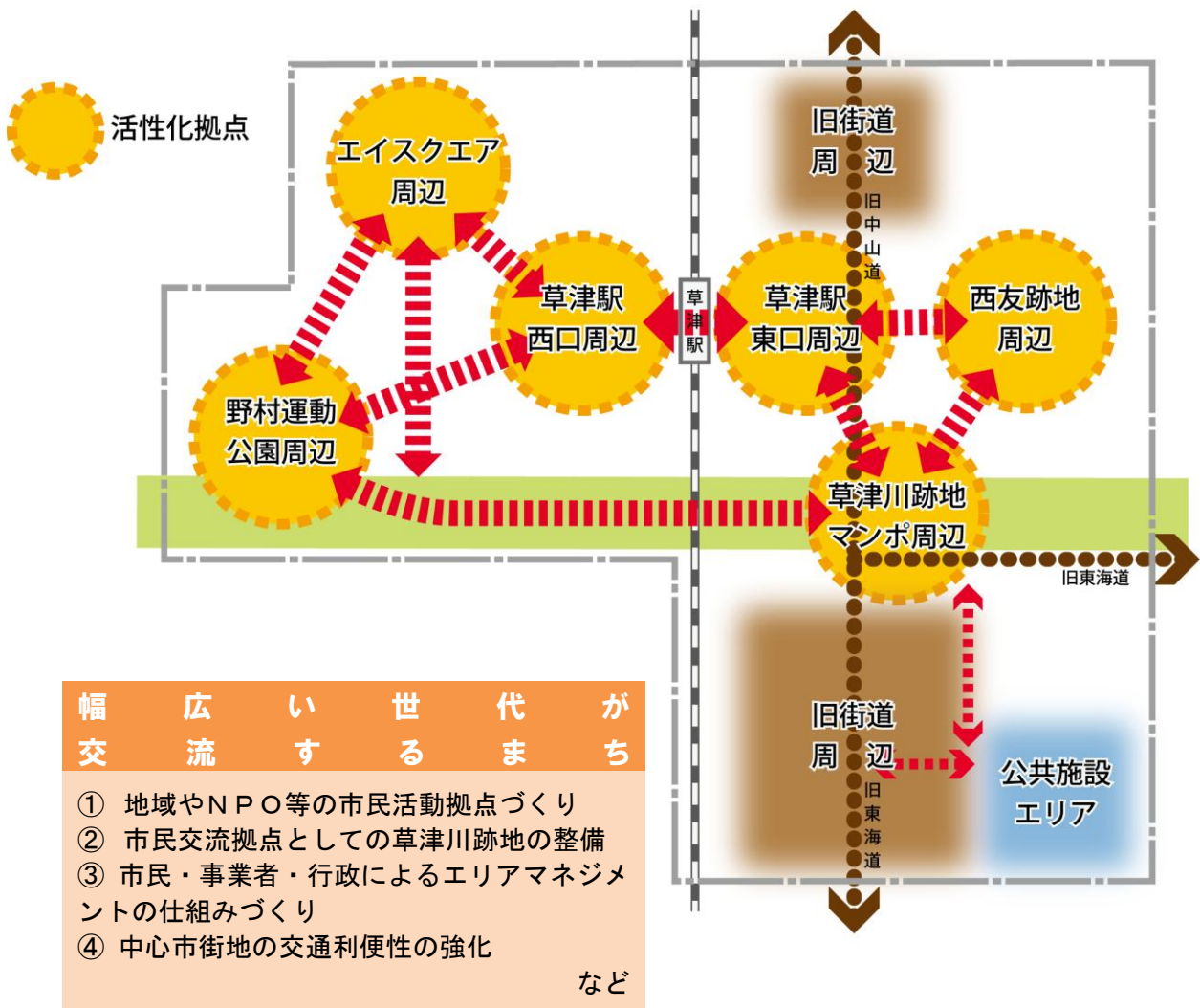
- ① 立地を活かした集客拠点整備
- ② 草津川跡地の整備
- ③ 歴史的な街並み整備
- ④ 通りの特徴を活かした歩行空間整備
- ⑤ イベント情報等の情報発信

など

**個性的で魅力のある
店舗が集積するまち**

- ① 駅前の情報発信機能の強化
- ② 低未利用地等を活かした商業店舗整備
- ③ 空き店舗等を活用した魅力店舗の誘致
- ④ 歴史的な街並みの再生と魅力店舗の誘致

など

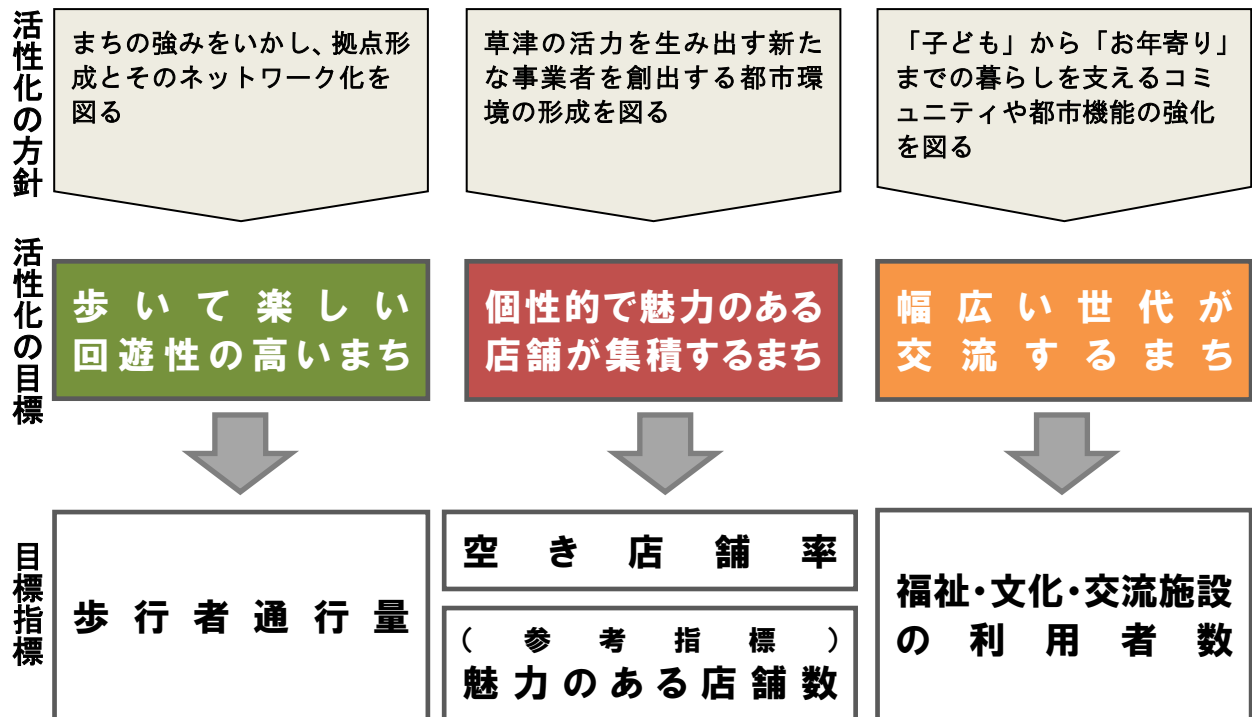


[3] 計画期間

平成25年12月～平成31年3月（5年4か月）

[4] 数値目標の設定とその考え方

中心市街地活性化の基本方針につながる3つの目標から、それぞれの達成状況を把握できる目標指標と数値目標を定め、その数値に関するフォローアップを行うことを通して達成状況の進捗管理を行う。



(1) 「歩いて楽しい回遊性の高いまち」の評価指標の考え方

指標1：歩行者通行量（人/日）

① 設定根拠

「歩いて楽しい回遊性の高いまち」の実現に向けては、活性化拠点のみが活性化するのではなく、拠点間を結ぶネットワーク化された活性化に取り組む必要がある。そのため、草津駅を中心とした中心市街地エリア内の集客ポイントとなる活性化拠点とそれらを結ぶ回遊性の向上を数値で表す評価指標の設定は必要である。また、その評価指標は市民に理解されやすく、かつ、継続的に測定できるものでなくてはならない。

そこで、そのための評価指標として、過去に測定実績もあり、まちの回遊性を計るのに最適と考えられる活性化拠点間の歩行者通行量（平日）を設定する。

また、草津川跡地賑わい空間整備事業や（仮称）野村スポーツゾーン整備事業など活性化事業の中には、平日だけでなく休日の集客も期待できることから、休日についても平日と同測定箇所6地点の歩行者通行量を測定する。なお、休日の通行量については、過去に測定実績がないため平成30年のトレンド値を推計できないことから、参考として今後のフォローアップで活用していく。

② 目標指標

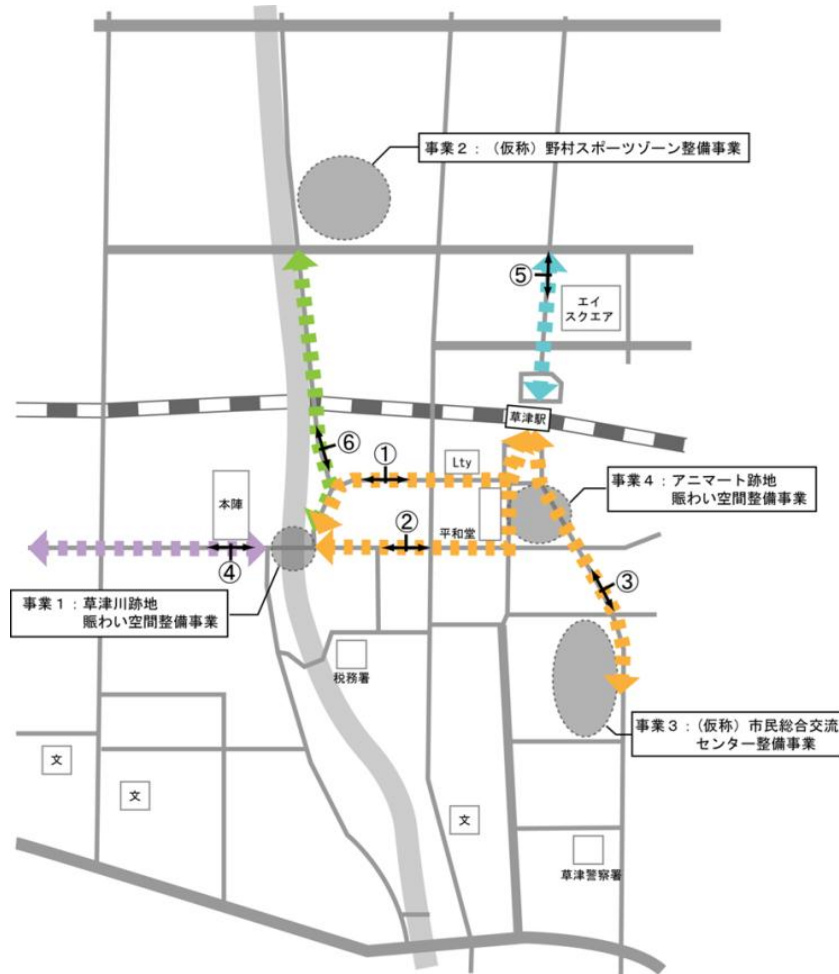
<トレンド推計値：平成30年>9,958人/日 ⇒ <数値目標：平成30年>11,709人/日以上

③ 数値根拠 測定地点6箇所の数値の合計

④ 測定時期 毎年8月の平日の1日

⑤ 測定時間 午前10時から午後8時までの10時間

⑥測定地点



(2) 「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」の評価指標の考え方

指標 2：空き店舗率

①設定根拠

「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」の実現に向けて、空き店舗率を評価指標として設定する。

②目標指標

＜現状数値：平成 24 年＞10.4% ⇒ ＜数値目標：平成 30 年＞9.5%

※＜平成 24 年＞ 全店舗 724 中、空き店舗 75 ⇒＜平成 30 年＞ 全店舗 724 中、空き店舗 69

③数値根拠

空き店舗率とは、現地における目視調査において、JR 草津駅を中心とした中心市街地エリア内の全ての店舗数に対する空き店舗数の割合である。

参考指標：魅力ある新たな店舗の増加数

①設定根拠

「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」の実現に向けて、中心市街地エリア内の空き店舗や空き地を活用した個性的で魅力ある店舗の誘致に取り組む必要がある。これまでに草津市になかったような個性的で魅力ある店舗が誘致されることによって、集客拠点となり、まちの回遊性に寄与し、中

心市街地の活性化にもつながると考えられる。

そこで、そのための指標として、計画期間内に新たに开店する魅力ある店舗数を評価指標として設定する。なお、この評価指標については、明確な定義づけが難しく、過去のデータもないので、参考指標として設定する。

②目標指標

＜現状数値：平成 24 年度＞0（ゼロ）店舗 ⇒ ＜数値目標：平成 30 年度＞18 店舗

③数値根拠

魅力ある店舗とは、中心市街地活性化のため新たに开店する店舗のうち、中心市街地活性化協議会及びまちづくり会社の公募などにより誘致した個性的で魅力ある店舗、及び来街者アンケートなど客観的な指標に基づき選ばれた店舗とする。

（3）「幅広い世代が交流するまち」の評価指標の考え方

指標 3：福祉・文化・交流施設の利用者数

①設定根拠

「幅広い世代が交流するまち」の実現に向けては、子どもからお年寄りまで様々な世代の市民がコミュニティの中で生活し、交流できるような環境づくりに取り組む必要がある。そのため、中心市街地エリア内の福祉・文化・交流施設が様々な世代の市民の活動拠点になることが望ましく、活動の活発度を数値で表す評価指標を設定することが必要である。また、その評価指標は市民に理解されやすく、かつ、継続的に測定できるものでなくてはならない。

そこで、そのための評価指標として、過去に測定実績もあり、幅広い世代の交流を図るのに最適と考えられる福祉・文化・交流施設の利用者数を設定する。

なお、11 施設の中には市民だけでなく市外からも利用される施設があることから、市民利用の状況をフォローアップするため、参考として市内と市外の利用者数を把握する。

②目標指標

＜現状数値：平成 23 年度＞448,760 人／年度 ⇒ ＜数値目標：平成 30 年度＞538,512 人／年度

③数値根拠

市内の福祉・文化・交流施設(11施設)の利用者数

④対象施設

福祉・文化・交流施設としては、全市的なまちづくり活動を支えるまちづくりセンターと人権センター、中心市街地内の市民センターである草津市民センターと大路市民センター、野村運動公園内にある体育館、テニスコート、グラウンド、及びコンサート等が開催され、市民が様々な文化に触れることができるアミカホール、草津宿の歴史を市民のみならず市外の人にも伝える歴史関係施設などとして、国史跡草津宿本陣、草津宿街道交流館、夢本陣の合計11施設。

[5]具体的な数値目標の考え方

(1) 歩行者通行量（平日 10 時間：午前 10 時～午後 8 時 6 地点）

「歩いて楽しい回遊性の高いまち」の実現に向けて、中心市街地の中心にある JR 草津駅と活性化拠点を結ぶ3エリアと中心市街地エリアを東西に貫いている草津川跡地周辺の歩行者通行量を増加させるため、計6地点を歩行者通行量測定地点として選定する。

具体的な測定地点は過去に商工会議所主催で行っており、過去からの経過のわかるものを選定している。

また、草津川跡地賑わい空間整備事業や（仮称）野村スポーツゾーン整備事業など活性化事業の中には、平日だけでなく休日の集客も期待できることから、休日についても平日と同測定箇所6地点の歩行者通行量を測定する。なお、休日の通行量については、過去に測定実績がないため平成30年のトレンド値を推計できないことから、参考として今後のフォローアップで活用していく。

ア. 駅東エリア

活性化拠点としてあげられる草津川跡地(マンポ周辺)と西友跡地の2拠点和 JR 草津駅を結ぶ地点を測定地点とする。具体的な測定地点として、草津川跡地～JR 草津駅では下図の①、②の2地点、西友跡地～草津駅では③の1地点とする。

イ. 本陣周辺エリア

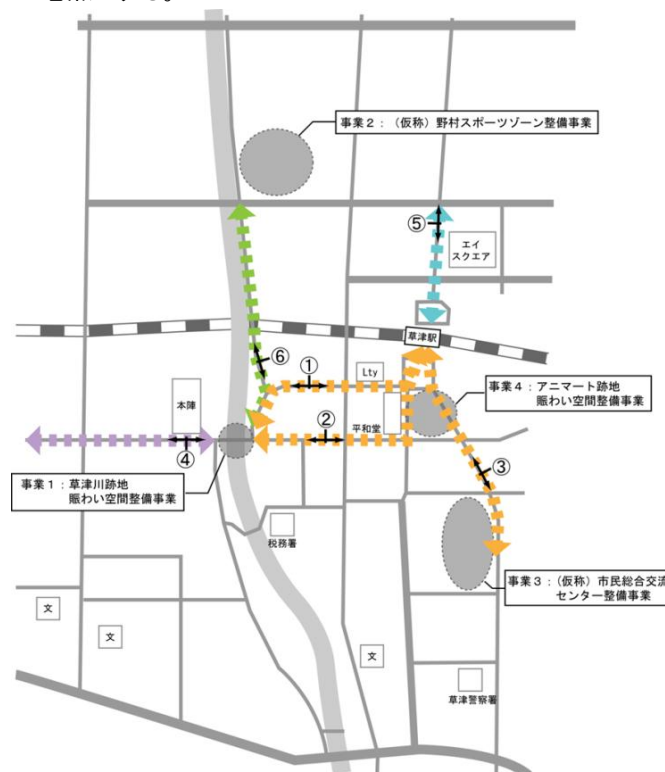
江戸時代から草津の中心地である草津宿本陣周辺と草津駅を結ぶ地点を測定地点とする。具体的な測定地点として、下図の④の1地点とする。

ウ. 駅西エリア

活性化拠点としてあげられる野村運動公園やエイスクエアと JR 草津駅を結ぶ地点を測定地点とする。具体的な測定地点として、下図の⑤の1地点とする。

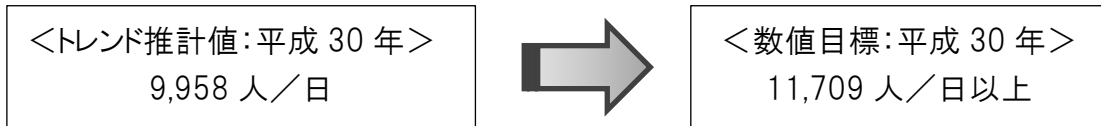
エ. 草津川跡地周辺

中心市街地エリアを東西につなぐ活性化拠点としてあげられる草津川跡地を測定地点とする。具体的な測定地点として、下図の⑥の1地点とする。



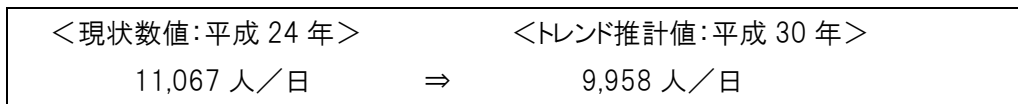
【数値目標】

・将来(平成 30 年)トレンド推計値により、現状(平成 24 年)の 1,109 人/日の減少を想定している。これを事業等により 1,751 人/日以上増加させることにより、現状の通行量に対して 5.8%増やすことを目指す。



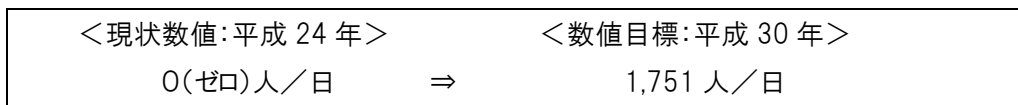
〔トレンド推計値〕

・現状の 1,109 人/日の減少で、約 10%減を推定

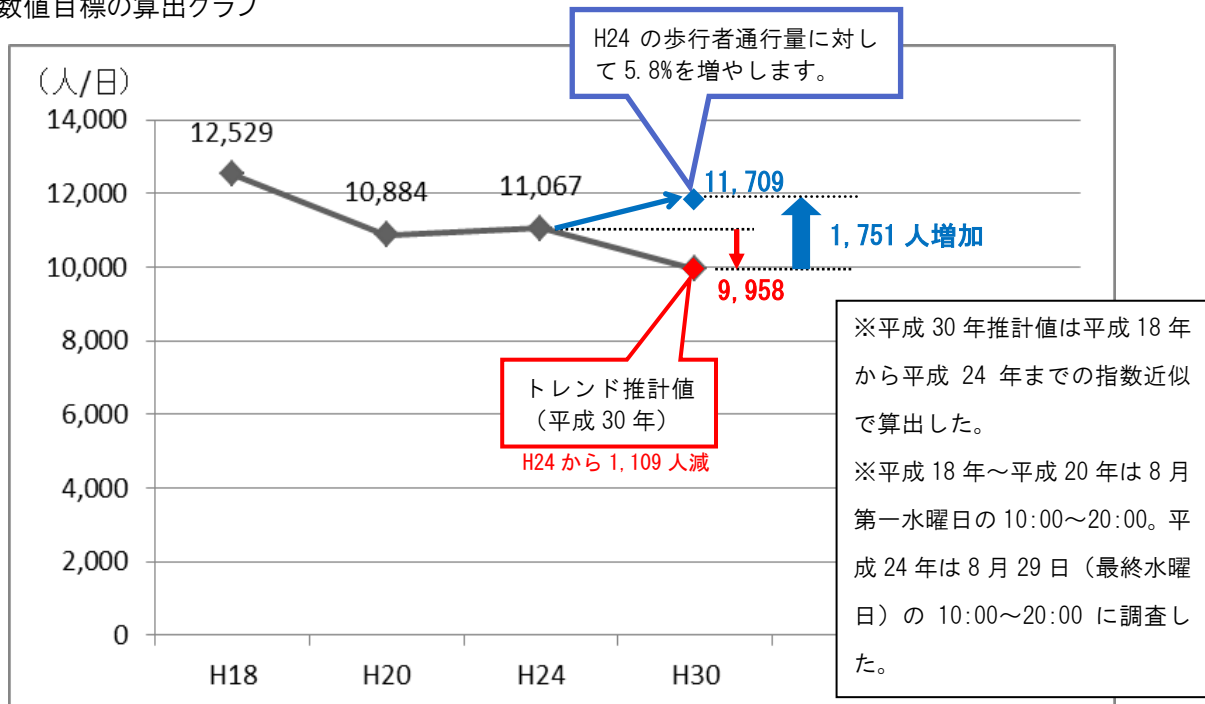


〔事業等による増加数の目標〕

・平成 30 年トレンド推計値の人/1,751 日以上の増加を目指す



■数値目標の算出グラフ



各測定地点の過去のデータ(平成 18 年から平成 24 年までの推移)は以下のとおりである。

平成 24 年時点の歩行者通行量の 6 地点合計は、11,067 人/日で、過去のデータを用いて、指数近似式より、各地点の平成 30 年時点の歩行者通行量を推計すると、6地点合計が 9,958 人/日となる。平成 30 年時点の歩行者通行量は平成 24 年時点よりも 1,109 人/日が減少し、現状の約 10%減となる見込み。

〔トレンド推計値〕

・現状の 1,109 人/日の減少で、約 10%減を推計

<現状数値:平成 24 年> 11,067 人/日	⇒	<トレンド推計値:平成 30 年> 9,958 人/日
------------------------------	---	--------------------------------

■ 6測定地点歩行者通行量データ

エリア	測定地点	H18年	H20年	H24年	H30年推計値	H24年~H30年増減
駅東	①	2,792	1,515	2,546	2,321	▲ 225
	②	3,954	3,048	2,970	2,225	▲ 745
	③	1,927	2,199	1,546	1,241	▲ 305
本陣周辺	④	1,240	1,506	1,389	1,555	166
駅西	⑤	*1344	*1344	1,344	1,344	0
草津川跡地周辺	⑥	*1272	*1272	1,272	1,272	0
合計		9,913	8,268	11,067	9,958	▲ 1,109

*データがない、あるいは使えないため H24 の値を用いた。

この平成 30 年トレンド推計値(9,958 人/日)に活性化事業実施による歩行者通行量の増加量(1,751 人/日)を足し合わせて、数値目標の達成を目指す。

2) 歩行者通行量増加に影響を与える活性化事業

〔事業等による増加数の目標〕

・平成 30 年トレンド推計値の 1,751 人/日以上を増加を目指す

<現状数値:平成 24 年> 0(ゼロ)人/日	⇒	<数値目標:平成 30 年> 1,751 人/日以上
----------------------------	---	-------------------------------

■ 活性化事業実施に伴う歩行者通行量増加量の推計

エリア、測定地点	歩行者通行量
ア. 駅東エリアの一部と草津川跡地周辺——測定地点①②⑥ ・草津川跡地賑わい空間整備事業 500 人/日 ・アニマート跡地賑わい空間整備事業 273 人/日	773 人/日
イ. 駅東エリアの一部——測定地点③ ・(仮称)市民総合交流センター整備事業 142 人/日	142 人/日
ウ. 本陣周辺エリア——測定地点④ ・草津宿本陣歴史館整備事業 37 人/日 ・商店街空店舗テナントミックス事業 236 人/日	273 人/日
エ. 駅西エリア——測定地点⑤ ・(仮称)野村スポーツゾーン整備事業 54 人/日	54 人/日

オ.全体エリア——測定地点①～⑥ ・中心市街地エリアで行われるイベントなどを紹介する情報発信効果による回遊性の向上や、まちなか居住の推進による居住人口増加に伴う歩行者通行量の増加 600 人／日	600 人／日
合計	1,842 人／日

よって、1,842 人／日 \geq 1,751 人／日となり、目標数値を達成する。

歩行者通行量の増加につながる主な活性化事業ごとに、想定される入込客数、利用者数の考え方について、以下にまとめる。

ア. 草津川跡地賑わい空間整備事業 【入込客数 30 万人増】

草津川跡地に関する「草津川跡地賑わい空間整備事業」によって、草津川跡地にはカフェ等の飲食店や物販店などの新たな店舗が立地したり、緑あふれる空間に整備された広場ではマルシェなどのイベントが開催されたり、市民活動の場として利用されたり、新たな集客の拠点となることが想定される。これらの想定されている事業等による想定年間入込客数は以下の通りである。

草津川跡地賑わい空間整備事業の主な事業内容

施設	年間入込客数 (人／年)
カフェ等飲食、小売店、マルシェ、市民活動プログラム(園芸・スポーツなど)、市民活動プログラム(自然学習など)	30 万人

※類似施設(大津市なぎさのテラス、福知山市ゆらのガーデン)の入込客数を参考に算出

・市内・市外の利用者数の把握

イ. (仮称)市民総合交流センター整備事業 【利用者数 4 万人増:全体 14.2 万人】

草津駅東地区空閑地に建設予定の(仮称)市民総合交流センターには、既存施設である市立まちづくりセンターと人権センター等が移設され、新たに子育て支援機能や多世代交流機能、地域力発信機能等が設けられ、市民活動の新たな拠点となることが想定される。

これらの新たに付加される機能のうち、子育て支援機能や多世代交流スペースなどが主な集客施設として想定され、付加される機能による想定年間利用者数は以下の通りである。

付加機能		年間利用者数(人／年)
多世代交流スペース、子育て支援機能、レストラン、コンベンション機能、市社協など	各施設の想定利用者数の詳細は、右の目標値を満たすよう草津駅東地区空閑地土地利用計画にかかる検討会において検討中である。	4 万人

※類似施設(つどいの広場「ぼかぼかタウン」、草津市社会福祉協議会)の入込客数を参考に算出

ウ. アニマート跡地賑わい空間整備事業【入込客数 11.7 万人増】

アニマート跡地を活用して実施されるテナントミックス事業では、草津駅前というアクセスを活かして、人々が気軽に集まれるような緑を配置した都市の中の癒し空間として整備され、飲食と物販の6店舗が立地することを想定している。これらの整備による想定入込客数は、以下の通りである。

施設	店舗	年間入込客数(人/年)
飲食店と物販店	6	11.7 万人

※類似施設(大津市なぎさのテラス、福知山市ゆらのガーデン)の入込客数を参考に算出

エ. (仮称)野村スポーツゾーン整備事業【利用者数 5.4 万人増:全体 20.9 万人】

野村運動公園を中心とした(仮称)野村スポーツゾーン整備事業では、既存の体育館の建替え等を想定している。体育館は、アリーナ面積を現在の2倍程度に拡大し、これまでの利用者による利用機会の拡大に加え、新たな活用方法の可能性も考慮していくことが想定される。これらの整備に伴い、現在の利用者が倍数的に増加すると、以下のような利用者数を想定することができる。

施設	整備前			整備後		増加量
	面積等	利用者数(人)		面積等	利用者数(人)	
体育館	1,207㎡	54,339	→面積2倍→	2,414㎡	108,678	54,339
テニスコート	4面(2,681㎡)	22,337	-	4面(2,681㎡)	22,337	0
グラウンド	26,574㎡	78,611	-	26,574㎡	78,611	0
計	-	155,287		-	209,626	54,339

↓約15.5万人

↓約5.4万人

オ. 草津宿本陣歴史館整備事業【入込客数 1.6 万人増】

草津宿本陣に隣接して整備される草津宿本陣歴史館は、草津宿の歴史を今に伝える草津宿本陣をより親しみやすいものとし、文化財としての付加価値を創出するために整備されるもので、主に展示スペースとして街道文化の再現(伝統芸能)や本陣の歴史の紹介、情報発信等を行う施設整備を進めることが想定されている。

■ 現状(平成 21 年度から平成 23 年度)のトレンド推計により平成 30 年度を推定

施設	H21年度	H22年度	H23年度	H30年度推計値
草津宿本陣	18,100	20,100	15,600	9,874
草津宿街道交流館	18,900	11,600	13,800	4,121
計	37,000	31,700	29,400	13,995

※H30年度推計値は、H21年度からH23年度の指数近似で算出した。

↓1.4万人

・草津宿本陣歴史館整備事業による増加を推定

展示や歴史紹介による情報発信機能により、年間 6,000 人/年の集客数を見込む。また、伝統芸能等のイベントにより、年間1,000 人/年の集客数を見込むこととする。

「草津川跡地賑わい空間整備事業」の入込客数約 30 万人/年のうち、3%(草津市観光入込客数のうち本陣を訪れる割合1%に、歩いて行けることによる行きやすさのプラスアルファを見込む)が当施設を利用すると仮定すると、 $30 \text{万} \times 0.03 = 9,000 \text{人/年}$ の増加となる。

(※ $6,000 + 1,000 + 9,000 = 16,000 \text{人/年}$)

よって、草津宿本陣歴史館整備事業実施による年間利用者数は“1.6 万人”と想定され、平成 30 年度の年間利用者数は、約 3 万人と想定される。

(※1.4万+1.6 万=3 万人)

カ. 商店街空店舗テナントミックス事業など 【入込客数 10.1 万人増】

商店街の空店舗を活用して実施されるテナントミックス事業では、空店舗の増加や売上額の減少が続く商店街に活気を取り戻すために賑わいを商店街全体に波及させるような魅力ある店舗が立地しやすい環境を整備していくことで、カフェ等の飲食店が 2 店舗と物販店が 2 店舗立地することを想定している。また、波及効果としての魅力店舗が創出されていくことで、カフェ等の飲食店が 1 店舗と物販店が 1 店舗立地することを想定している。これらの整備による想定入込客数は、以下のとおりである。

施設	店舗	年間入込客数(人/年)
商店街空店舗テナントミックス事業カフェ等飲食、小売	4	10.1 万人
波及効果としての魅力店舗創出によるカフェ等飲食、小売	2	
計	6	

※類似施設(大津市なぎさのテラス、福知山市ゆらのガーデン)の入込客数を参考に算出

これらの事業による施設等の利用者がまちを回遊することによって、各測定地点の歩行者通行量が増加する。エリアごとに影響を受けると考えられる事業に基づき、平成 30 年の歩行者通行量を推計する。

3) 活性化事業実施に伴う歩行者通行量増加量の推計

ア. 駅東エリアの一部と草津川跡地周辺(草津駅～草津川跡地、草津川跡地周辺) 【773 人/日増】

駅東エリアのうち、測定地点①、②のある草津駅～草津川跡地の歩行者通行量に影響を与える事業は、「草津川跡地賑わい空間整備事業」や「アニマート跡地賑わい空間整備事業」である。また、これらの2事業は測定地点⑥にも影響を与える事業であるため、ここでは、駅東エリアの一部と草津川跡地周辺をまとめて、測定地点①、②、⑥について考えることとする。

上記で述べた「草津川跡地賑わい空間整備事業」による年間入込客数約 30 万人について、利用交通機関ごとの割合を自家用車等利用 50%、徒歩 50%として、歩行者通行量を 1 日あたりの人数に換算すると、そのうち、測定地点①、②、⑥を通過する人の割合は 50%、往復で同じ道を通ると想定すると、

$$\text{年間入込客数約 30 万人の 50\%} / 300 \text{ 日} = \text{約 500 人/日}$$

上記で述べた「アニマート跡地賑わい空間整備事業」による年間入込客数約 11.7 万人について、利用交通機関ごとの割合を自家用車利用 30%、徒歩 70%として、歩行者交通量を 1 日あたりの人数に換算すると、そのうち、測定地点①、②、⑥を通過する人の割合は 50%、往復で同じ道を通ると想定すると、

$$\text{年間入込客数約 11.7 万人の 70\%} / 300 \text{ 日} = \text{約 273 人/日}$$

$$\text{活性化事業実施に伴う測定地点①、②、⑥の増加量} = 773 \text{ 人/日}$$

(※500+273=773 人/日)

イ. 駅東エリアの一部(草津駅～草津駅東地区空閑地) 【142人/日増】

駅東エリアのうち、測定地点③のある草津駅～草津駅東地区空閑地の歩行者通行量に影響を与える事業は、「(仮称)市民総合交流センター整備事業」である。

各事業による年間利用者数増4万人と「市立まちづくりセンター」利用者数の平成30年レゾ推計値10.2万人/年間について、利用交通機関ごとの割合を自家用車等利用70%、徒歩30%として、歩行者通行量を1日あたりの人数に換算すると、 $(4+10.2=14.2)$ 万人/年間)

年間利用者数約14.2万人の30%/300日=約142人/日

そのうち、測定地点③を通過する人の割合は50%、往復で同じ道を通ると想定すると、

活性化事業実施に伴う測定地点③の増加量=142人/日

※市立まちづくりセンターは、草津駅西口近隣から(仮称)市民総合交流センターに移転することから、測定地点の新たな通行量として位置づける。

ウ. 本陣周辺エリア 【273人/日増】

本陣周辺エリアにある測定地点④の歩行者通行量に影響を与える事業は、「草津宿本陣歴史館整備事業」と「商店街空店舗テナントミックス事業」や「波及効果としての魅力店舗創出」である。

上記で述べた「草津宿本陣歴史館整備事業」による年間入込客数約1.6万人、及び「商店街空店舗テナントミックス事業」や「波及効果としての魅力店舗創出」による年間入込客数約10.1万人について、利用交通機関ごとの割合を自家用車等利用30%、徒歩70%として、歩行者通行量を1日あたりの人数に換算すると、 $(1.6+10.1=11.7)$ 万人/年間)

年間入込客数約11.7万人の70%/300日=約273人/日

そのうち、測定地点④を通過する人の割合は50%、往復で同じ道を通ると想定すると、

活性化事業実施に伴う測定地点④の増加量=273人/日

エ. 駅西エリア 【54人/日増】

駅西エリアにある測定地点⑤の歩行者通行量に影響を与える事業は、「(仮称)野村スポーツゾーン整備事業」である。

上記で述べた各事業による年間入込客数約5.4万人について、利用交通機関ごとの割合を自家用車等利用70%、徒歩30%として、歩行者通行量を1日あたりの人数に換算すると、

年間利用者数約5.4万人の30%/300日=約54人/日

そのうち、測定地点⑤を通過する人の割合は50%、往復で同じ道を通ると想定すると、

活性化事業実施に伴う測定地点⑤の増加量=約54人/日

オ. 全体エリア【600人/日増】

全体エリアにある、測定地点①～⑥の歩行者通行量に影響を与える事業として、「中心市街地エリアで行われるイベントなどを紹介する情報発信効果による回遊性の向上や、まちなか居住の推進による居住人口増加に伴う歩行者通行量の増加」がある。

よって、活性化事業実施による歩行者通行量の増加量の6地点合計は、“約 1,842 人／日”となる。

(※773+142+273+54+600=1,842 人／日)

この増加量に、過去データの指数近似式より推定した6地点合計 9,958 人／日を足し合わせると、11,800 人／日となり、平成 30 年の目標数値 11,709 人／日を達成できる。

〔事業等による増加数の目標〕

平成 24 年の6地点の歩行者通行量	平成 30 年の6地点の歩行者通行量
約 11,067 人／日	⇒ 約 11,800 人／日 ≥ 11,709 人／日

(※9,958+1,842=11,800 人／日)

(2) 空き店舗率

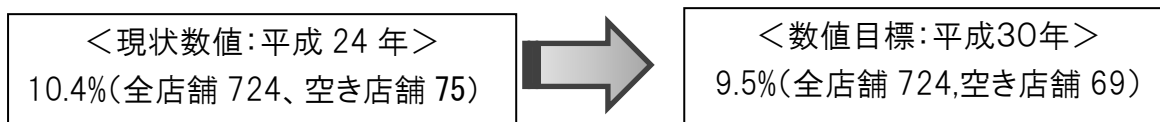
「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」の実現に向けて、空き店舗率を評価指標として設定する。

中心市街地の商店街においては、経営状況の悪化や後継者不足などにより、空き店舗が増加している。現地における目視調査における、JR 草津駅を中心とした草津市中心市街地活性化基本計画区域内の平成24年の空き店舗率は、10.4%(全店舗数 724 軒中、空き店舗数 75 軒)である。

そこで、中心市街地内の低未利用地の活用をはじめとする新たな魅力ある店舗のテナントミックス事業や商店街での空き店舗テナントミックスやその波及効果としての魅力店舗創出事業等の回遊環境を向上させる取り組み事業により、平成 30 年の空き店舗率が10%を切るように 9.5%(空き店舗数6軒減少)の減少を見込む。

【数値目標】空き店舗率

・現状の 10.4%から 9.5%の減少を見込む



よって、活性化事業実施による空き店舗率の減少は 9.5%となり、これが平成 30 年の目標数値となる。

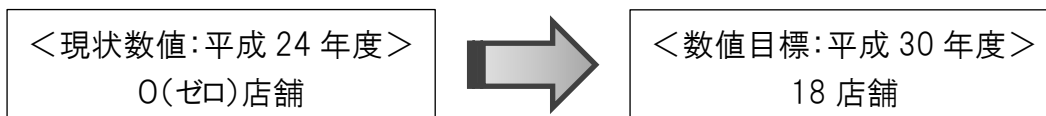
(参考指標) 魅力ある新たな店舗の増加数

「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」の実現に向けて、計画期間内に新たに出店する魅力ある店舗数を参考指標として設定する。計画期間中には、中心市街地活性化のため、新たに出店する店舗のうち、中心市街地活性化協議会またはまちづくり会社が市場調査等に基づき公募により誘致する店舗出店が予定される。

草津市における中心市街地活性化とは、単に空き店舗や空地がなくなり、店舗は集積すればよいということだけでなく、旧商店街エリア等が現在捉え切れていないニーズを満たすような個性的で魅力ある店舗が立地する必要がある。そのため、空き店舗率の目標指標を補完するため、新たに出店する個性的で魅力のある店舗数を参考指標として設定する。

【数値目標】

・現状の 0 店舗から18店舗の増加を見込む



この参考指標は計画期間中に新たに出店する店舗数を対象とするため、平成 24 年時点では0店舗とする。

個性的で魅力のある店舗の立地に影響を与える事業は、「アニマート跡地テナントミックス事業」と「草津川跡地テナントミックス事業」や「商店街空き店舗テナントミックス事業」、また、波及効果としての魅力店舗創出が想定される。上記の(1)歩行者通行量で各事業の詳細については記載しているため、以下には想定される店舗数や内容等をまとめる。

事業名	整備される店舗数	実施時期(想定)	面積(m ² /店)	内容
アニマート跡地テナントミックス	6	平成25年	100	カフェ等飲食
草津川跡地テナントミックス	3	平成27年	100	カフェ等飲食
	3		100	小売店
商店街空き店舗テナントミックス	2	平成26～29年	80	カフェ等飲食
	2		80	小売店
波及効果としての魅力店舗創出	1	平成26～29年	80	カフェ等飲食
	1		80	小売店
計	18			

よって、活性化事業実施による魅力ある店舗の増加量は“18 店舗”となり、これが平成 30 年の目標数値となる。

(3) 福祉・文化・交流施設の利用者数

「幅広い世代が交流するまち」の実現に向けて、福祉、文化、交流のそれぞれの機能をもつ施設の利用者の増加数を指標として設定する。

1) 過去データから施設利用者数の推計

福祉・文化・交流施設としては、全市的なまちづくり活動を支えるまちづくりセンターと人権センター、中心市街地内の市民センターである草津市民センターと大路市民センター、野村運動公園内にある体育館、テニスコート、グラウンド、及びコンサート等が開催され、市民が様々な文化に触れることができるアミカホール、草津宿の歴史を市民のみならず市外の人にも伝える歴史関係施設として、草津宿本陣、草津宿街道交流館、夢本陣の合計11施設が中心市街地内に存在する。

幅広い世代が交流するまちの評価指標として、上記合計11施設の利用者数を設定する。

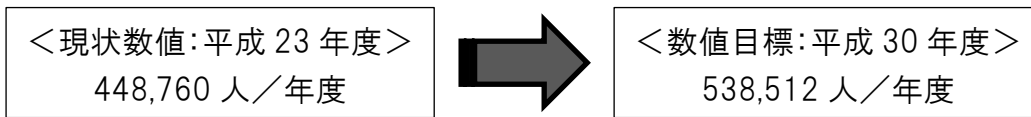
各施設の平成 30 年度時点の利用者数を推計すると、11施設合計が 429,007 人/年度となる。

事業等による平成 30 年度利用者数の増加量は、「(仮称)市民総合交流センター整備事業」(約 4 万人)、及び「(仮称)野村スポーツゾーン整備事業」(約 5.4 万人)、ならびに「草津宿本陣歴史館整備事業」の機能充実(約 1.6 万人)を見込む。

なお、11 施設の中には市民だけでなく市外からも利用される施設があることから、市民利用の状況をフォローアップするため、参考として市内と市外の利用者数を把握する。

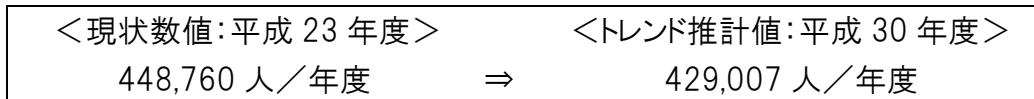
【数値目標】

・事業等により、現状(平成 23 年度)の 448,760 人／年度の 20%以上の増加を目指す



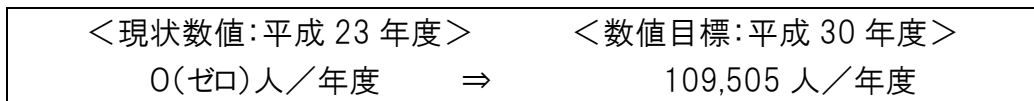
〔トレンド推計値〕

・現状の 19,753 人／年度の減少で、約 4.6%減を推定

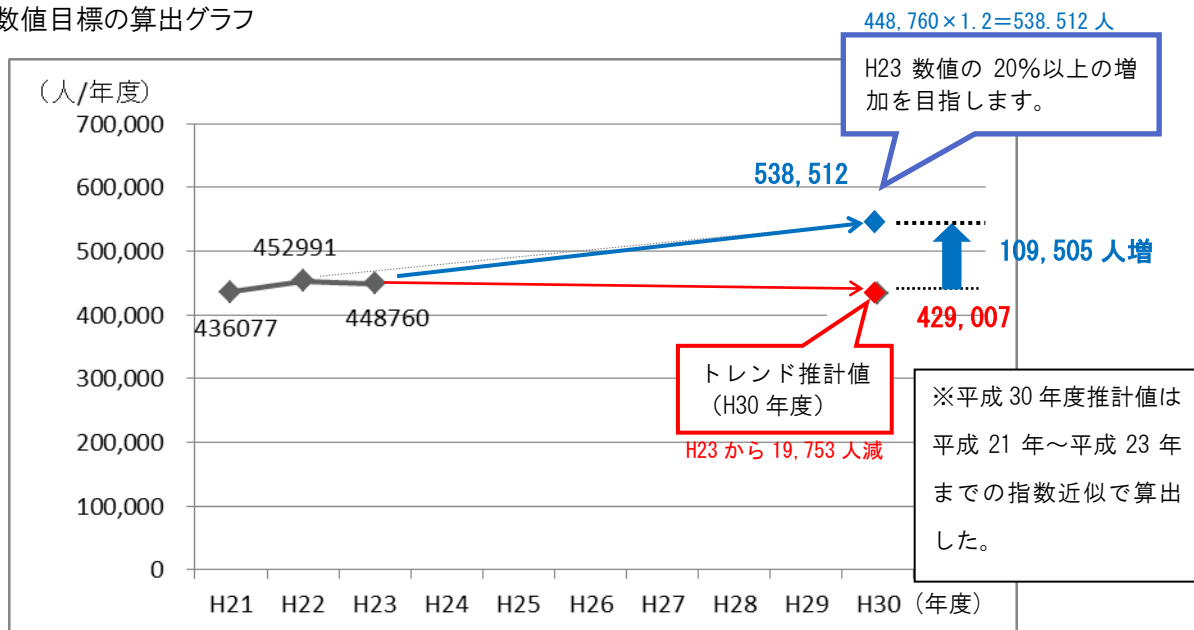


〔事業等による増加数の目標〕

・平成 30 年度トレンド推計値の 109,505 人／年度以上の増加を目指す



■数値目標の算出グラフ



■ 11 施設利用者数データ

施設	H21年度実測値	H22年度実測値	H23年度実測値	H30年度推計値
市立まちづくりセンター	91,385	100,967	101,772	* 101,772
草津市民センター	28,345	34,190	28,301	* 28,301
大路市民センター	22,351	32,445	31,417	* 31,417
人権センター	5,912	6,053	7,514	* 7,514
野村運動公園(体育館)	51,191	51,139	54,339	* 54,339
野村運動公園(テニスコート)	18,712	19,323	22,337	* 22,337
野村運動公園(グラウンド)	84,704	79,662	78,611	* 78,611
アミカホール	* 76,067	* 76,067	76,067	* 76,067
草津宿本陣 街道交流館	37,000	31,700	29,400	13,995
夢本陣	20,410	21,445	19,002	14,654
計	436,077	452,991	448,760	429,007

* データがないあるいは使えないため、H23年度実測値の横ばいを推計値としている。

この平成 30 年度トレンド推計値(429,007 人/年度)に活性化事業実施による利用者数の増加量(109,505 人/年度)を足し合わせて、数値目標の達成を目指す。

2) 活性化事業実施に伴う施設利用者数増加量の推計

施設利用者数の増加につながる主な活性化事業は、「(仮称)市民総合交流センター整備事業」と「(仮称)野村スポーツゾーン整備事業」や「草津宿本陣歴史館整備事業」の 3 事業、及び参考としての「草津川跡地賑わい空間整備事業」である。上記の(1)歩行者通行量で各事業の詳細については記載しているため、以下には想定される主な整備内容やそれに伴う施設利用者数の増加量等をまとめる。

〔事業等による増加数の目標〕

・平成 30 年度トレンド推計値の約 109,505 人/年度以上の増加を目指す

<現状数値:平成 24 年度> 0(ゼロ)人/年度	⇒	<数値目標:平成 30 年度> 約 109,505 人/年度以上
------------------------------	---	-------------------------------------

■ 活性化事業に伴う利用者数増加量

事業名	主な事業内容	事業実施に伴う利用者数の増加量
(仮称)市民総合交流センター整備事業	子育て支援機能整備 多世代交流スペース整備 緑地、多目的広場整備	4万人
(仮称)野村スポーツゾーン整備事業	体育館建替え	5.4万人
草津宿本陣歴史館整備事業	草津宿本陣歴史館新設	1.6万人
計		11万人

↓約11万人

よって、施設利用者数の増加量 110,000 人/年度 ≥109,505 人/年度となり、目標数値を達成する。

【参考】

事業名	主な事業内容	事業実施に伴う利用者数の増加量
草津川跡地賑わい空間整備事業	店舗整備(飲食3、小売3) マルシェ開催 市民活動プログラム実施	約30万人

※「草津川跡地賑わい空間整備事業」については、正確な測定が困難であるため、参考数値とする。

この増加量(11万人/年度)に、平成30年度の推計値の11施設合計429,007人/年度を足し合わせると、539,007人/年度となり、これが平成30年度の目標数値を達成する。

(※110,000+429,007=539,007人/年度)

平成23年度の11施設の利用者数		平成30年度の対象施設の利用者数
448,760人/年度	⇒	539,007人/年度 ≥ 538,512人/年度

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

■現状分析

本市の中心市街地は、JR東海道線の西側と東側及び草津川跡地の北側と南側において、市街地形成の歴史や地域課題等が大きく異なっている。(JR草津駅西側を「駅西エリア」、駅東側の草津川跡地北側を「駅東エリア」、南側を「本陣周辺エリア」とする。)

駅東エリアは、駅前に百貨店や大型店舗が出店される一方、旧中山道に沿って古くから商店街が形成されるなど、本市玄関口の商業集積地として栄えてきた地域であり、市街地の高度土地利用を促進するため、これまでも市街地再開発事業を進めており、老朽化した都市基盤の更新が徐々に進んできている。

しかしながら、防災機能の低い木造建築物や老朽化した建物が多い上、人が集える広場や公園等の不足、アニマート跡地や西友跡地等の低未利用地の活用、歩行環境の改善など、依然として多くの課題を抱えている。

駅西エリアは、近年の都市計画道路整備事業や土地区画整理事業により、優良な市街地が形成しつつあるものの、緑ある広場や公園等の不足、市民体育館、まちづくりセンター等の公共施設の老朽化、野村市営住宅跡地や草津川跡地といった大規模な低未利用地の活用など、多くの課題を抱えており、駅からの徒歩圏内としての交通利便性を生かした都市基盤整備が求められている。

本陣周辺エリアは、旧東海道と旧中山道という国の要路の分岐・合流点に位置し、古くからの宿場町を基盤に市街地が形成されてきたため、町家や社寺、筋違いの小道など、宿場町の風情を残したまちなみが形成されている。その一方で、狭隘な道路や老朽化した建築物が多く、都市基盤の更新が進んでいないため、防災機能や快適性・利便性の面において多くの課題を抱えている。

中心市街地中央部には、全国的にも有名な天井川であった草津川跡地があり、中心市街地に残された自然と緑に囲まれた貴重な空間として見直され、そのポテンシャルを最大限に活かした整備、活用が期待されている。

■市街地の整備改善の必要性

これらの現状を踏まえ、「まちの強みをいかし、拠点形成とそのネットワーク化を図る」「草津の活力を生み出す新たな事業者を創出する都市環境の形成を図る」「子どもからお年寄りまでの暮らしを支えるコミュニティや都市機能の強化を図る」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「市街地の整備改善」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置付けるものである。

- (1) アニマート跡地において、ガーデニングを施した広場空間と魅力的な商業テナントミックスの整備に関する事業
- (2) 駅東エリアにおいて、草津駅東地域市街地総合再生計画により進められる市街地再開発事業による都市基盤の整備に関する事業
- (3) 駅西エリアにおいて、市民体育館建替えを機として行う野村運動公園の再整備事業と一体的に進める都市基盤整備、歩行環境の向上に関する事業

(4) 東海道を中心とした旧街道軸において、町家等の活用や建物の修景とを主とした美しいまちなみ形成と併せて行う歩行空間の整備に関する事業

(5) 草津川跡地において、質の高い緑による快適な空間とすると同時に、新たな賑わいの拠点となる魅力的な店舗の整備を行い新たな回遊性の創出に関する事業

■フォローアップの考え方

毎年、草津市中心市街地活性化協議会において事業の推進状況について報告を行うため、各事業の進捗調査を毎年実施し、協議会での協議を踏まえ必要に応じて改善措置を講じることで、活性化の目標達成に向けて効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： アニマート跡地賑わい空間整備事業</p> <p>内容： 緑化広場、商業テナントミックスの整備</p> <p>実施期間： 平成25年度</p>	草津市、草津まちづくり株式会社	JR草津駅前の低未利用地であるアニマート跡地を本市の“新しい顔”となるような魅力的な空間として整備・活用するものであり、ガーデニングを施した緑化広場と民間による商業テナントミックスを複合的に整備するとともに、広場を活かした賑わいイベントの開催やまちなかへの回遊へと繋がる情報発信を行うものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施期間： 平成25年度</p>	

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 草津川跡地賑わい空間整備事業</p> <p>内容： 草津川跡地への商業テナントミックス、ガーデニング空間、交流広場の整備・活用</p> <p>実施期間： 平成22年度～平成27年度</p>	草津市、草津まちづくり株式会社	<p>中心市街地に残された貴重なオープンスペースである草津川跡地を、「ガーデンミュージアム」をコンセプトとして、質の高い緑による美しい空間、これらの景観を眺望できる魅力的な商業テナントミックス、市民活動の舞台となる広場、非常時の避難場所として整備を行うものである。</p> <p>また、草津川跡地の空間活用と維持管理を、市民、事業者、行政が一体となってエリアマネジメントの手法によって進め、市民の交流を育む場所と位置付けている。</p> <p>このことは、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施期間： 平成22年度～平成27年度</p>	中心市街地魅力発掘創造支援事業費補助金の活用予定

事業名：草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業	草津市	中心市街地の市道において、歩道などや路肩の通行帯の段差の解消や誘導用ブロックの設置などにより、「安心・安全・快適に移動できる道路整備」を行うものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金事業(道路事業)	
内容：草津駅下笠線外1線の歩道改善(新設、段差改善、勾配改善、拡幅等)、誘導用ブロック設置、側溝蓋等の改善			実施期間： 平成23年度～平成27年度	
実施期間： 平成23年度～				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：(仮称)野村スポーツゾーン整備事業 内容：野村運動公園と周辺地域におけるスポーツゾーン整備 実施期間： 平成24年度～平成30年度	草津市	JR草津駅西口から徒歩圏内に位置する公園として、プロスポーツの試合や各種イベント等の開催など、多用途に利用できる体育施設を整備するとともに、子どもから大人まで、誰もが気軽に利用し、交流を育むことができる公園として整備を行うものである。 このことは、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 実施期間：	社会資本整備総合交付金事業(都市再生整備計画事業)予定
事業名：北中西・栄町地区市街地再開発事業 内容：草津駅近傍の更新が必要な街区における市街地再開発事業 実施期間： 平成25年度～平成30年度	北中西・栄町地区市街地再開発準備組合	駅前における密集市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、地権者による市街地再開発準備組合が、まちなか居住の推進や駅前にふさわしい市街地再開発事業を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 実施期間：	社会資本整備総合交付金事業(市街地再開発事業等)予定

■4に掲げる事業及び措置の実施箇所



5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福利施設の整備の必要性

■現状分析

駅東エリアは、市街地再開発事業や民間マンション開発に伴って急速に人口が増加し、特に30代から40代の子育て世代が多く暮らす地域となっており、幼稚園、小学校、中学校等の教育施設を始め、保育所、学童保育所、子育て支援センター等の子育て支援施設、民間医療施設等の集積が進み、子育て世代が安心して働き、暮らせる環境が整いつつある。

しかしながら、保育所における待機児童の増加、就学前施設（保育所・幼稚園）の老朽化、子育て世代間の繋がりやの弱体化、地域コミュニティの希薄化等、急速な人口増加や施設の老朽化に伴う課題も生じている。

駅西エリアは、まちづくりセンターや人権センターなど、市民活動等の拠点となる施設が集積しており、多くの市民により活発な活動が行われているが、これら施設の老朽化が著しく、早急な対策が求められている。

このため、駅東エリアの大規模低未利用地である西友跡地の活用について、駅西エリアの老朽化した市民活動の拠点施設を集積するとともに、マンション等に暮らす子育て世代の繋がりを強化し、地域の高齢世代との交流を促進する、様々な世代の多様な人が集まり、新たな交流が生まれるコミュニティ施設の整備が必要となっている。

本陣周辺エリアは、古くから東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、現存する「本陣」では国内最大級である国史跡草津宿本陣が所在し、まちの顔として市民や観光客に親しまれている。

また、その“まちなみ”は街道の面影を残すなど、歴史的、文化的に重要な地域となっており、草津宿街道交流館や酒蔵など、歴史、文化施設が多く所在している。

今後は、国史跡草津宿本陣の文化財としての魅力をさらに高めるための施設整備に加え、これらの歴史的、文化的資源の繋がりを強化するとともに、これらを介して市民や来街者の交流が生まれることによる、新たな賑わいの創出が求められている。

加えて、このエリアは、特に高齢化と人口減少が進んでいるエリアであり、今後は高齢者が元気に、生きがいを持って暮らすために、地域との繋がりを持てる居場所づくりや生活サポートの充実が求められている。

■都市福利施設の整備の必要性

これらの現状を踏まえ、「まちの強みをいかし、拠点形成とそのネットワーク化を図る」「草津の活力を生み出す新たな事業者を創出する都市環境の形成を図る」「子どもからお年寄りまでの暮らしを支えるコミュニティや都市機能の強化を図る」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「都市福利施設を整備する事業」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置付けるものである。

- (1) 駅東エリアにおいて、多くの転入が見られる子育て世代のために、老朽化が進む施設（保育所・幼稚園）の教育・保育環境、機能について改善を検討する事業
- (2) 西友跡地において、老朽化した公共施設等の集積と、子育て支援機能、多世代交流機能等の整備による地域コミュニティの再生に関連する事業

- (3) 駅周辺において、既存の子育て支援施設や市民交流施設等における相互交流と民間事業者等との連携の強化に関連する事業
- (4) 本陣周辺エリアにおいて、国史跡草津宿本陣の魅力を高める施設整備と一体的に行う歴史・文化・芸術を介した市民交流を促進することに関する事業
- (5) 本陣周辺エリアにおいて、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりと、一体的に行う地域コミュニティの強化に係る事業

■フォローアップの考え方

毎年草津市中心市街地活性化協議会において事業の推進状況について報告を行うため、各事業の進捗調査を毎年実施し、協議会での協議を踏まえ必要に応じて改善措置を講じることで、活性化の目標達成に向けて効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：草津宿本陣保存整備事業 内容：草津宿本陣の全面公開に向けた保存整備 実施期間：平成元年度～	草津市	旧草津宿は、東海道と中山道という国の要路の分岐・合流点に位置し、現存する国史跡草津宿本陣は、全国的にみても有数の文化財的価値を持つ歴史遺産として国史跡に指定されていることから、保存管理計画に基づく適切な保存整備を進め、史跡全体の一般公開を進めるものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 文化財保存事業（史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業） 実施期間：平成元年～	

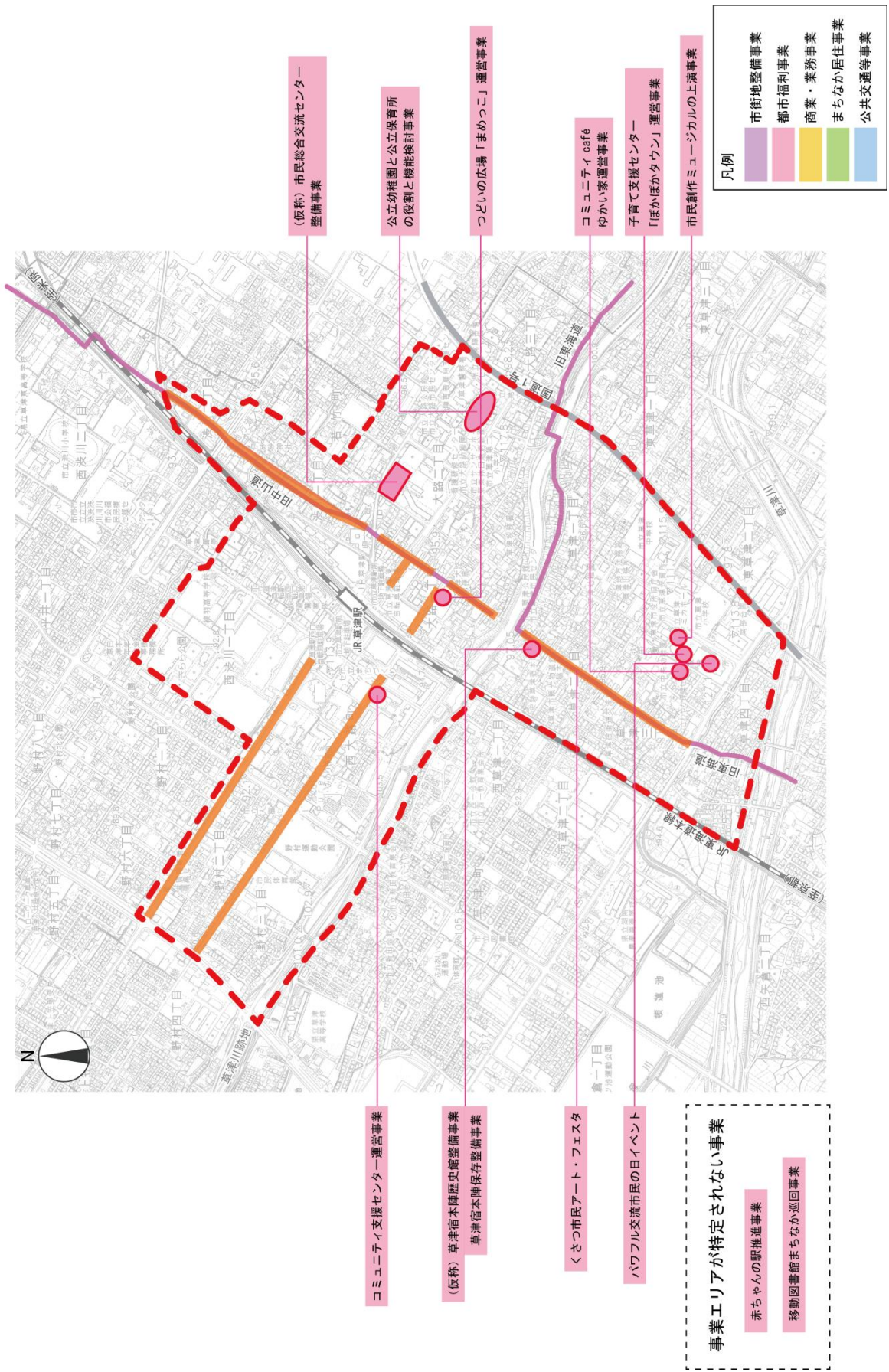
(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：(仮称)草津宿本陣歴史館整備事業</p> <p>内容：体験型本陣歴史館の整備</p> <p>実施期間：平成24年度～平成25年度</p>	草津市	現存する国内最大級の本陣であり、本市の中心市街地の歴史的資源である国史跡草津宿本陣をより親しみやすいものとし、文化財としての価値向上を図るため、街道文化の再現(伝統芸能)や本陣の歴史の紹介、情報発信等を行う施設を整備するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：公立幼稚園と公立保育所の役割と機能検討事業</p> <p>内容：中心市街地における公立幼稚園と公立保育所の役割と機能の検討</p> <p>実施期間：平成25年度～</p>	草津市	中心市街地に期待される高い保育需要を踏まえ、まちなかにおける公立幼稚園と公立保育所の役割と機能について検討を進めるものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：(仮称)市民総合交流センター整備事業</p> <p>内容：公共施設の集積整備、(仮称)市民総合交流センター整備</p> <p>実施期間：平成24年度～平成29年度</p>	草津市、公共公益事業者	中心市街地に残された大規模な低未利用地を活用し、老朽化が著しい近隣の公共施設を集積させ、中心市街地に人、モノ、情報が交流する施設整備を進め、賑わいを創出します。この中に、都市部のマンション世帯に求められる「子育て支援機能」、増加する高齢者との交流を促進させる「多世代交流機能」、また、商業・業務の集積地としての「商業・業務機能」など、多様な市民が集えるための「複合的コミュニティ形成機能」を持った複合施設を整備するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	社会資本整備総合交付金事業(都市再生整備計画事業)の予定
<p>事業名：つどいの広場「まめっこ」運営事業</p> <p>内容：子育て支援施設の運営</p> <p>実施期間：平成23年度～</p>	草津市	中心市街地に増加する高層マンションに暮らす子育て世代の交流を促進し、精神的不安等を解消するとともに、商店街の買い物環境の向上を図る施設として位置付けており、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	

<p>事業名：子育て支援センター「ぼかぼかタウン」運営事業</p> <p>内容：子育て支援施設の運営、相談支援、情報発信</p> <p>実施期間：平成23年度～</p>	草津市	市役所と併設する形で気軽に利用出来る子育て支援拠点を設置し、より総合的なサービスを提供することで、中心市街地に暮らす子育て世代等の育児の悩みや精神的不安を解消するとともに、ホームページによる地域の子育て情報の発信や50団体以上に及ぶ子育てサークルの繋がりや活動の支援を行うものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：赤ちゃんの駅推進事業</p> <p>内容：赤ちゃんの休憩が出来る施設の登録・周知</p> <p>実施期間：平成24年度～</p>	草津市、民間事業者	乳幼児を抱える保護者が気軽に外出し、買い物などを楽しめるよう授乳やおむつ交換等が出来る施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、広く利用者へ情報発信を行うことで買い物環境の向上を図るとともに、子育て相談等により子育て世代の暮らしを応援するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「个性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：市民創作ミュージカルの上演事業</p> <p>内容：地域ミュージカルの創作、上演</p> <p>実施期間：平成23年度～</p>	草津市コミュニティ事業団	中心市街地の芸術創造発信の拠点として、様々な文化的イベントを開催するとともに市民との創作ミュージカルの上演、ミュージカルチームKAMの運営などを通じて、芸術に関わる街づくり・人づくりを促進し、利用者の裾野を広げるものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：移動図書館まちなか巡回事業</p> <p>内容：移動図書館車両による中心市街地への巡回</p> <p>実施期間：平成25年度～</p>	草津市	移動図書館車によりまちなかの各種施設を巡回することで、図書館の利用が難しい高齢者へのサービス向上と児童図書や高齢者向け図書の貸し出しを行うことで、広場に賑わいを創出するとともに、地域住民の交流を促進するものである。これは、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：コミュニティcafé ゆかい家運営事業</p> <p>内容：地域サロン、福祉相談等の多目的スペースの運営</p> <p>実施期間：平成24年度～</p>	草津学区社会福祉協議会	空店舗を活用して、地域の方誰もが、気軽に交流できる場所として、住民の手で“ゆかい家”が設立され、仲間づくりや支え合い活動の拠点として、人と人との繋がりを構築するための事業を展開されているものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	

事業名:パワフル交流 市民の日イベント	草津市コミュニティ事業団	市民が主体となって、市民活動交流イベントを開催し、元気に頑張る市民活動団体と市民との交流機会を生み出すことで、市民のまちづくりに関する関心を高め、理解と参加を促進し、明るく住みやすい活気あふれるまちづくりを進めるものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容:	
内容:市民活動の力による活気あふれるまちづくりイベント			実施期間:	
実施期間: 平成22年度～				
事業名:くさつ市民アート・フェスタ	草津市、21世紀文化芸術推進協議会	市内に拠点を置いている文化芸術団体が一同に介し、旧東海道沿いのコミュニティ施設や店舗等を活用し、展示・演奏・体験型事業を実施することで、多くの市民が身近に文化芸術に触れる機会を創出するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容:	
内容:旧東海道沿いの商店等を舞台にした市民アート展			実施期間:	
実施期間: 平成22年度～				

■5に掲げる事業及び措置の実施箇所



6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

■現状分析

駅東エリアは、大阪、京都等の大都市からの交通利便性を背景として、市街地再開事業や民間による高層（大規模）マンション及び戸建て住宅の建設が進み居住人口が増加しており、今後も老朽化した都市基盤の更新による市街地再開事業や低未利用地の活用によって人口の増加が見込まれている。

今後は、市街地再開事業による子育て世代や高齢者等の暮らしを支える機能を持った住宅供給や公園等の整備による生活環境の高質化等、総合的な居住促進の取組みが求められている。

駅西エリアは、民間による高層（大規模）マンション建設などにより良好な住居地域が形成されており、これらに隣接する低未利用地である野村市営住宅跡地について、草津川跡地の活用と合わせて、環境・エコ住宅等の高質な住環境の整備が期待されている。

宿場町としての歴史的まちなみの面影を残す本陣周辺エリアは、近年、町家等が取り壊され、中高層マンションや駐車場となるなど、結果として、居住環境の変化がまちの魅力の喪失に繋がっている。

このため、町家や旧街道のまちなみを「地域の資産」として捉え、まちの魅力の向上に向けてファサード整備等の景観に配慮した取組みを進めるとともに、空き家や低未利用地等の「買い手と売り手」「貸し手と借り手」の間の橋渡しを行う仕組みづくりを進めるなど、既存ストックの流動性を高め、新しい居住者を増やしつつ、まちなみを維持していく取組みが必要となっている。

また、当該地域においては、市域でも高齢化が進む地域であることから、木造住宅の適切な耐震化とバリアフリー化等の取組みを促進し、高齢者等の生活弱者が安心して生活できる住生活環境整備も併せて行う必要がある。

このような居住推進策を進める一方、地域住民によるまちづくり協議会が設立され、各市民センターを拠点として、住民相互の交流を深め、コミュニティの醸成と暮らしへの誇りを高める取組みが行われつつあり、住民が確かな暮らしを実感できる居場所作りが進められている。

■街なか居住の推進の必要性

これらの現状を踏まえ、「まちの強みをいかし、拠点形成とそのネットワーク化を図る」「草津の活力を生み出す新たな事業者を創出する都市環境の形成を図る」「子どもからお年寄りまでの暮らしを支えるコミュニティや都市機能の強化を図る」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置付けるものである。

- (1) 駅東エリアにおいて、市街地再開事業と併せて行う子育て世代や高齢者等の暮らしを支える住宅供給と生活環境の高質化に関する事業
- (2) 野村市営住宅跡地において、草津川跡地整備のコンセプトである「ガーデンミュージアム」の基本理念を基に、環境に優しい住宅として利活用を検討する事業

- (3) 本陣周辺エリアにおいて、町家や空き家などの活用を促進するため、住宅ストックの流通を促進させる仕組み作りを推進する事業
- (4) 本陣周辺エリアにおいて、木造住宅の耐震改修と併せたバリアフリー化等により、古いまちなみを残す建物を良好な木造住宅ストックとして再生し、活用する事業
- (5) 全体エリアにおいて、まちづくり協議会による「地域まちづくり計画」の策定や計画事業への取組み等、住民相互の交流を促進し、コミュニティの再構築を進めるための事業

■フォローアップの考え方

毎年、草津市中心市街地活性化協議会において事業の推進状況について報告を行うため、各事業の進捗調査を毎年実施し、協議会での協議を踏まえ必要に応じて改善措置を講じることで、活性化の目標達成に向けて効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
該当無し

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：木造住宅耐震・バリアフリー改修事業</p> <p>内容：木造住宅の耐震改修費用（バリアフリー改修費含む）の一部支援</p> <p>実施期間：平成16年度～</p>	草津市	木造住宅に対する耐震改修制度（バリアフリー改修も含められる）により、まちなみを形成する町家等の保存・活用を進めるとともに、誰もが地域で暮らし続けることができる良好な木造住宅ストックを増加させることによって、まちなかへの居住の促進を進めるものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（効果促進事業）</p> <p>実施期間：平成23年度～平成27年度</p>	

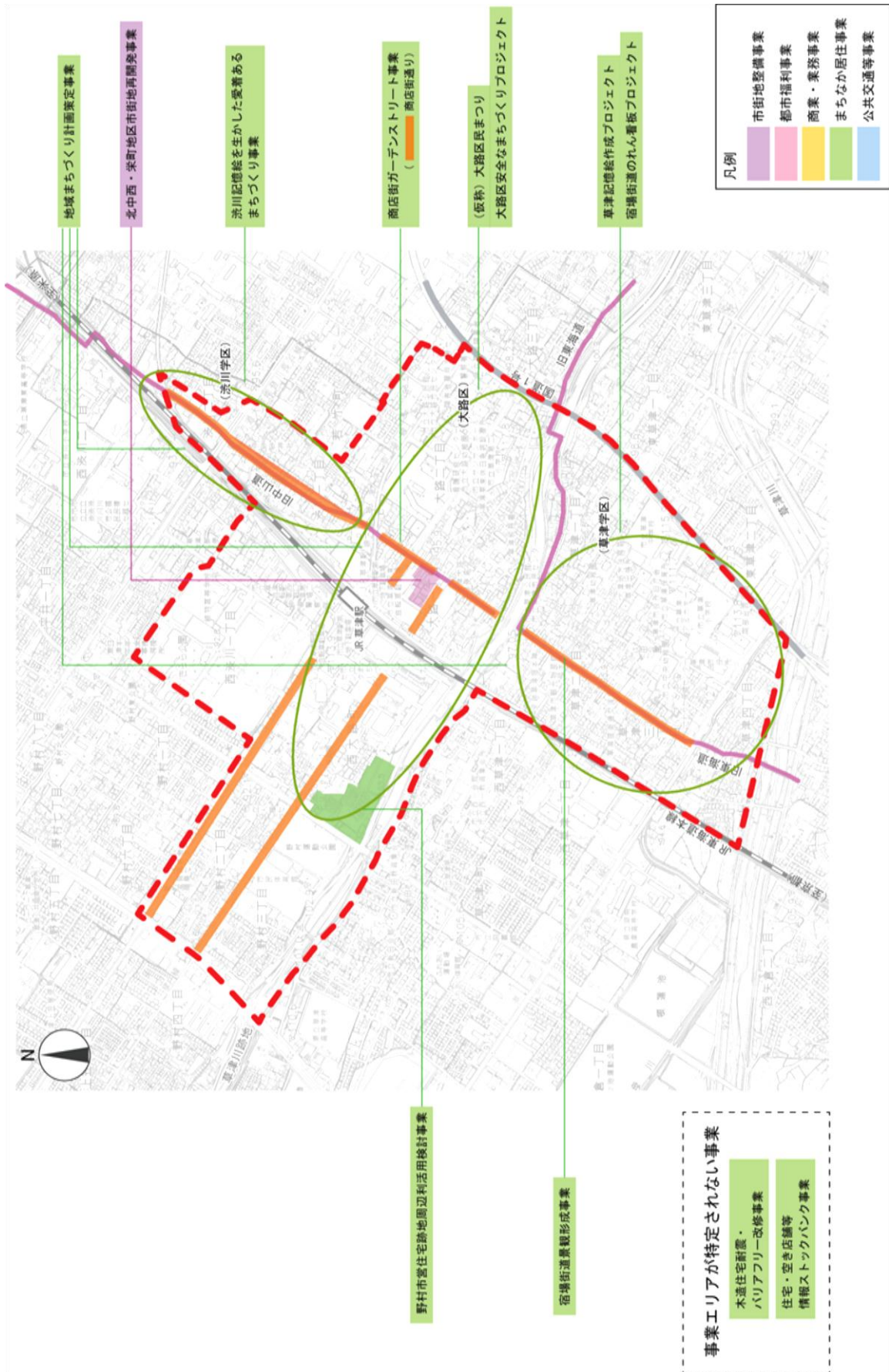
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：(再掲)北中西・栄町地区市街地再開発事業</p> <p>内容：草津駅近傍の更新が必要な街区における市街地再開発事業</p> <p>実施期間：平成25年度～平成30年度</p>	北中西・栄町地区市街地再開発準備組合	駅前における密集市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、地権者による市街地再開発準備組合が、まちなか居住の推進や駅前にふさわしい市街地再開発事業を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	社会資本整備総合交付金事業(市街地再開発事業等)の予定
<p>事業名：野村市営住宅跡地周辺利活用検討事業</p> <p>内容：エコ住宅等を含めた民間活用策の検討</p> <p>実施期間：平成25年度</p>	草津市	野村市営住宅跡地と草津川跡地を含めた中心市街地の広大なオープンスペースを、草津川跡地活用のコンセプトである「ガーデンミュージアム」の基本理念とマッチングを図りながら民間によるエコ住宅等の利活用について検討を進めるものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：宿場街道景観形成事業</p> <p>内容：宿場街道筋の建物などの修景整備費用の支援</p> <p>実施期間：平成20年度～</p>	草津市	宿場・街道のまちなみを活かしたまちづくりを進めるにあたって、街道沿いの町家を始めとした建築物の修景整備に対して補助を行うことで、宿場・街道の持つ歴史的な魅力を高め、商業や観光の活性化を図るとともに住民が誇りを感じられるまちなみ整備を進めるものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	社会資本整備総合交付金事業(効果促進事業)の予定
<p>事業名：住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業</p> <p>内容：商店街の空き店舗、空き家(町家)、空き倉庫情報の集約</p> <p>実施期間：平成25年度～</p>	中心市街地活性化協議会	中心市街地の空き店舗、空き家、空き倉庫の情報を収集し、一元的に管理・活用する「空き家・空き店舗情報ストックバンク」を立ち上げるものであり、中心市街地の空き家や空き店舗等の利活用を促進する。 このことは、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	

<p>事業名:(仮称)大路区民まつり</p> <p>内容:マンション居住者の地域参画を目指す地域イベントの開催</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	<p>大路区まちづくり協議会</p>	<p>マンション建設が進み、急速に人口の増加している大路区の課題となっているコミュニティの希薄化に対応するため、新たにマンション居住者を中心とした(仮称)大路区民祭りを開催し、マンション居住者の地域への愛着を育み、暮らしへの誇りを高めるものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>
<p>事業名:渋川記憶絵を生かした愛着あるまちづくり事業</p> <p>内容:渋川記憶絵を活用した地域の原風景の伝承</p> <p>実施期間: 平成21年度～</p>	<p>渋川商店街</p>	<p>旧中山道に面した渋川地域における昭和の原風景を、住民の記憶スケッチによって蘇らせた渋川記憶絵(ふるさと絵図)を商店街の各店舗に展示し、世代を超えて、人から人へと語り伝えることで、地域の絆やコミュニティの連帯感、暮らしへの誇りを高めるものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>
<p>事業名:地域まちづくり計画策定事業</p> <p>内容:地域に応じたまちづくり計画の策定</p> <p>実施期間: 平成24年度～</p>	<p>大路区まちづくり協議会、草津学区ひとまちいきいき協議会、渋川学区まちづくり協議会</p>	<p>自分たちの地域をより住みよい地域とするために、地域の目指す将来像を掲げ、その将来像の実現のために解決すべき課題や解決策を地域住民自らが考え、地域まちづくり計画を策定するものであり、身近な問題に取り組むことで地域住民相互の交流を促進し、コミュニティの醸成、暮らしへの誇りを高める取り組みであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>
<p>事業名:草津記憶絵作成プロジェクト</p> <p>内容:旧東海道筋の昭和30年代の原風景の記憶絵作成</p> <p>実施期間: 平成25年度～ 平成26年度</p>	<p>草津学区ひとまちいきいき協議会</p>	<p>旧東海道沿いの地域に生きる人たちの心に息づく、たくさんの記憶を集約して、街道の風景、日々の生活、祭りや行事、四季の移ろいや自然の姿などの場面を絵屏風に描き込み、地域の「ものがたり絵」として地域に残す風景の記憶絵(ふるさと絵図)を作成し、世代から世代へ、人から人へ、歴史を語り伝えていくなど、地域の絆やコミュニティの連帯感、暮らしへの誇りを高めるものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>

<p>事業名：宿場街道のれん看板プロジェクト</p> <p>内容：旧東海道筋の商店、民家に統一されたのれんや看板を設置</p> <p>実施期間：平成23年度～</p>	<p>草津学区ひとまちいきいき協議会</p>	<p>歴史ある宿場町に暮らす住民が、「のれん看板」を軒先に掲げることで、街道筋全体の統一感ある風情を形成し、美しいまちなみを創出することで、歩いて楽しい街並みと住民の景観への意識の向上、コミュニティの連帯感や暮らしへの誇りを高めるものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>事業名：大路区安全なまちづくりプロジェクト</p> <p>内容：地域安全パトロール活動</p> <p>実施期間：平成23年度～</p>	<p>大路区まちづくり協議会</p>	<p>「犯罪者が一番恐れるのは住民の視線・結束」を合言葉に、不特定の多くの人が集まる中心市街地の住民が、地域の防犯パトロール活動行うものであり、「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>事業名：商店街ガーデンストリート事業</p> <p>内容：商店街通りの店舗等におけるガーデニング空間の整備</p> <p>実施期間：平成25年度～</p>	<p>商店街連盟、各まちづくり協議会、ガーデニングサークル</p>	<p>草津川跡地の整備方針である「ガーデンミュージアム」というコンセプトをまちなかに広げ、商店街を含めた通りガーデニングで彩り、買い物空間の高質化を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	

■6に掲げる事業及び措置の実施箇所



7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1]商業の活性化の必要性

■現状分析

草津市の中心市街地にはJR草津駅を中心に多くの商店街が形成されており、駅東エリア、本陣周辺エリアの旧街道沿いには古くからの商店街が、市街地再開発ビル内や駅西エリアには新たに形成された商店会・商店街が存在している。

また、JR草津駅東口には近鉄百貨店、JR草津駅西口にはエスクエアといった専門的な商品を取り扱う大規模商業施設が立地しており、それぞれのエリアで個性を活かした事業展開が行なわれている。

駅東エリアは、小売店舗の半数以上が大規模商業施設内に存在し、商店街は飲食やサービスを中心とした構成となっている上、居酒屋を始めとした夜間の営業店舗が多く立地していることから、結果として昼間の商店街の衰退感に繋がっている。また、アーケードや店舗など商業基盤の老朽化や休憩施設の不足、多くの自転車、自動車の行き交う商店街の歩行環境など、“うるおい”のある買い物環境に課題を抱えており、低未利用地であるアニマート跡地や草津川跡地などのオープン空間を活かして開放的で魅力のある店舗を誘致し、まちなかの回遊性を高める取組みが求められている。

駅西エリアは、大規模商業施設やシティホテル、商店街等、多様な商業・サービス主体による構成となっており、地域コミュニティの担い手として商店街が地域住民の暮らしの一部となっている。今後は、商店街の更なる賑わい創出に向けて、大規模商業施設との連携や野村運動公園の再整備等との相乗効果を高める取組みが求められている。

本陣周辺エリアは、旧街道沿いに位置する古くからの商店街であり、国史跡草津宿本陣や旧東海道のまちなみなど歴史資源が豊富である旧姿の面影を残すものの、歩行者通行量の減少、店舗数や販売額の減少、空き店舗の増加など、商店街の空洞化が顕著となっている。これは、商業者の高齢化等により空き店舗が増加する一方、店舗と住居を兼ねた住店街となっており、空き店舗の活用が難しいことから、賃貸市場に出回らず、若い商業者の流入が進まないことも要因の一つと考えられる。

今後は、国史跡草津宿本陣や旧東海道の歴史的なまちなみや歴史的資源等の魅力を高める、観光客の誘致を促進する取組みに加え、町家などを生かしたテナントミックスなど、魅力的な店舗誘致を進めるとともに、若い世代の商業者の流入を促進し、商店街としての機能を維持するため、居住と店舗の分離等の対策と併せて、不動産の流動化を促進するための「貸し手あるいは売り手」と「借り手あるいは買い手」との橋渡しとなる組織の設立や戦略的に魅力ある店舗を誘致する仕組み作りなど、総合的な対策が求められている。

加えて、中心市街地の店舗情報やイベント情報等を中心市街地として戦略的に発信し、多くの人に訪れていただくとともに、滞留時間を少しでも延ばしていただくため、活性化拠点等の人が集まる場所において、各拠点間の双方向での情報提供を行うなど、人の回遊性を高めるための取組みが必要とされている。

■商業の活性化の必要性

これらの現状を踏まえ、「まちの強みをいかし、拠点形成とそのネットワーク化を図る」「草津の活力を生み出す新たな事業者を創出する都市環境の形成を図る」「子どもからお年寄りまでの暮らしを支えるコミュニティや都市機能の強化を図る」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必

要性が高く、目標達成に大きく寄与する「商業の活性化のための事業及び措置」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置付けるものである。

- (1) 草津川跡地やアニマート跡地において、緑を基調とした空間整備と一体的に行う魅力的な店舗を誘致することに関連した事業
- (2) 商店街において、歩行空間の整備と空き店舗におけるテナントミックス、花と緑を基調とした商店街通りの整備等、商店街のホスピタリティの改善を行うことに関する事業
- (3) 商店街において、空き店舗や空き家等の活用を促進し、既存ストックの流通・活用と併せて魅力店舗の誘致を促進させることに関する事業
- (4) 本陣周辺エリアにおいて、国史跡草津宿本陣を始めとしたまちなかの歴史・文化資源や地域資源を生かした観光施策の推進に関する事業
- (5) 全体エリアにおいて、中心市街地への集客および中心市街地内の回遊性の促進のため、まちなかの情報を戦略的に発信することに関する事業
- (6) 全体エリアにおいて、商業者、地域住民、市民団体等が一体となって行うイベント等、人と人との結びつきを強め、賑わいを創出する取組みに関連する事業

■フォローアップの考え方

毎年、草津市中心市街地活性化協議会において事業の推進状況について報告を行うため、各事業の進捗調査を毎年実施し、協議会での協議を踏まえ必要に応じて改善措置を講じることで、活性化の目標達成に向けて効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：(再掲)アニマート跡地賑わい空間整備事業</p> <p>内容：緑化広場、商業テナントミックスの整備</p> <p>実施期間：平成25年度</p>	草津市、草津まちづくり株式会社	JR草津駅前の低未利用地であるアニマート跡地を本市の“新しい顔”となるような魅力的な空間として整備・活用するものであり、ガーデニングを施した緑化広場と民間による商業テナントミックスを複合的に整備するとともに、広場を活かした賑わいイベントの開催やまちなかへの回遊へと繋がる情報発信を行うものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施期間：平成25年度</p>	
<p>事業名：街あかり・華あかり・夢あかり事業</p> <p>内容：まちなかをあかりで灯し、多くの人が歴史・文化と触れ合う秋の市民参加型集客イベント</p> <p>実施期間：平成19年度～</p>	街あかり華あかり夢あかり実行委員会	草津川跡地や史跡草津宿本陣、街道沿いの寺社仏閣等、古くからの街道沿いの景観を地域の人達が手作りした灯りで彩るなど、草津にしかない素材・歴史資産を活かし、中心市街地の魅力を高める取組みであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間：平成25年度～平成30年度</p>	
<p>事業名：草津宿場まつり</p> <p>内容：宿場町草津を内外にPRし、多くの人で賑わう春の市民参加型集客イベント</p> <p>実施期間：昭和44年度～</p>	宿場まつり実行委員会	<p>東海道五十三次の五十二番目の宿場町として、また、「東海道」と「中山道」という二つの街道が合流・分岐する街として、今も街道文化の薫る「宿場町」草津の地域資源を活かして、市民参加による「草津時代行列」を始めとして、市民・企業・行政などの垣根を越え、多くの人々が一体となって取り組む春の一大イベントであり、中心市街地の魅力向上と市民の交流・観光客の誘致を促進するものである。</p> <p>このことは、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間：平成25年度～平成30年度</p>	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：(再掲)草津川跡地賑わい空間整備事業</p> <p>内容：草津川跡地への商業テナントミックス、ガーデニング空間、交流広場の整備・活用</p> <p>実施期間：平成22年度～平成27年度</p>	草津市、草津まちづくり株式会社	<p>中心市街地に残された貴重なオープンスペースである草津川跡地を、「ガーデンミュージアム」をコンセプトとして、質の高い緑による美しい空間、これらの景観を眺望できる魅力的な商業テナントミックス、市民活動の舞台となる広場、非常時の避難場所として整備を行うものである。</p> <p>また、草津川跡地の空間活用と維持管理を、市民、事業者、行政が一体となってエリアマネジメントの手法によって進め、市民の交流を育む場所と位置付けている。</p> <p>このことは、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金事業(都市再生整備計画事業)</p> <p>実施期間： 平成22年度～平成27年度</p>	中心市街地魅力発掘創造支援事業費補助金の予定

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：(再掲)(仮称)草津宿本陣歴史館整備事業</p> <p>内容：体験型本陣歴史館の整備</p> <p>実施期間：平成24年度～平成25年度</p>	草津市	<p>現存する国内最大級の本陣であり、本市の中心市街地の歴史的資源である国史跡草津宿本陣をより親しみやすいものとし、文化財としての価値向上を図るため、街道文化の再現(伝統芸能)や本陣の歴史の紹介、情報発信等を行う施設を整備するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	

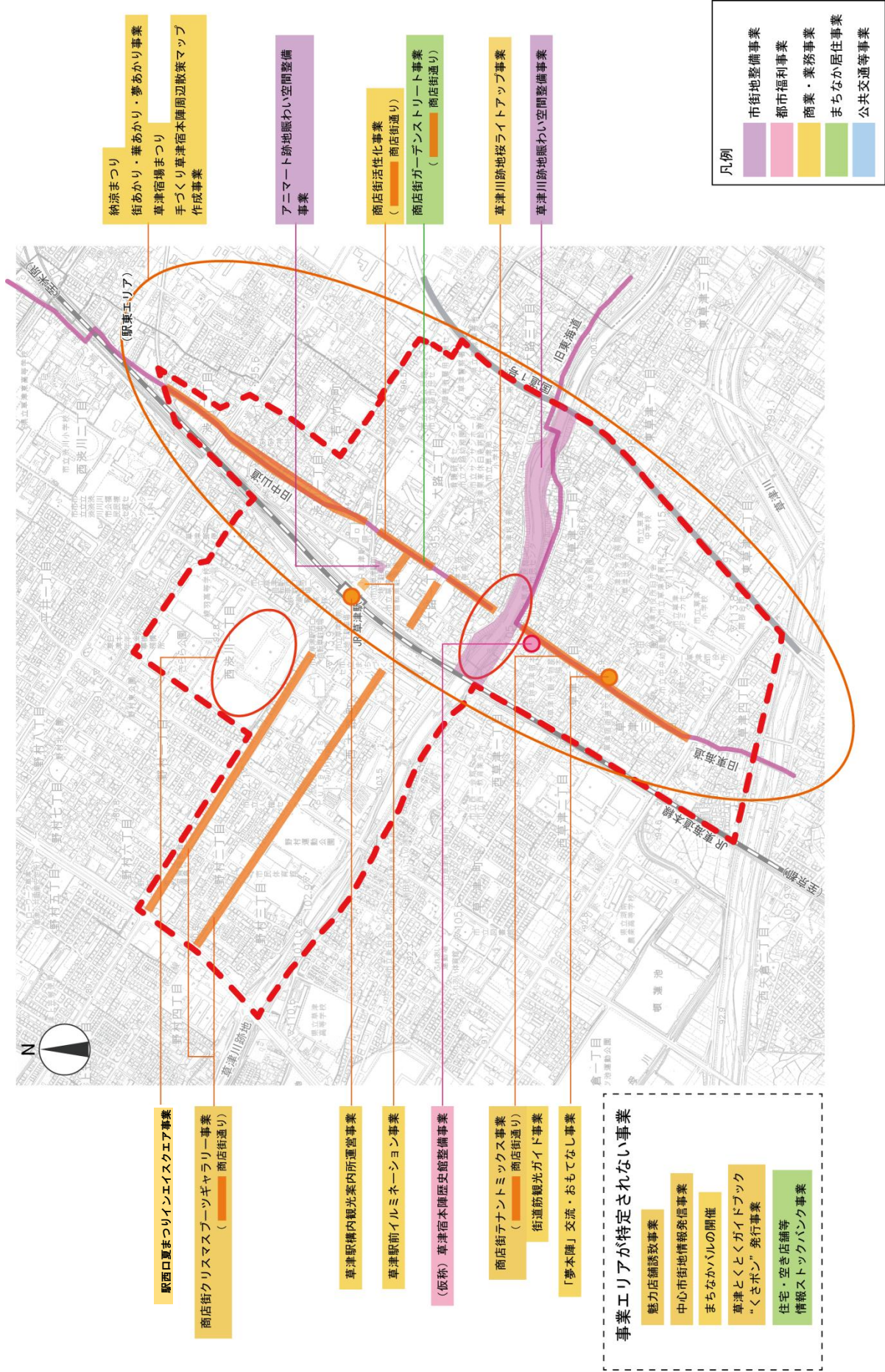
<p>事業名：(再掲)住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業</p> <p>内容：商店街の空き店舗、空き家(町家)、空き倉庫情報の集約</p> <p>実施期間：平成25年度～</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>中心市街地の空き店舗、空き家、空き倉庫の情報を収集し、一元的に管理・活用する「空き家・空き店舗情報ストックバンク」を立ち上げるものであり、中心市街地の空き家や空き店舗等の利活用を促進する。</p> <p>このことは、「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	<p>社会資本整備総合交付金(効果促進事業)の予定</p>
<p>事業名：(再掲)商店街ガーデンストリート事業</p> <p>内容：商店街通りの店舗等におけるガーデニング推進事業</p> <p>実施期間：平成25年度～</p>	<p>商店街連盟、各まちづくり協議会、ガーデニングサークル</p>	<p>草津川跡地の整備方針である「ガーデンミュージアム」というコンセプトをまちなかに広げ、商店街を含めた通りガーデニングで彩り、買い物空間の高質化を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：商店街テナントミックス事業</p> <p>内容：商店街の空き店舗、空き家(町家)、空き倉庫等を活用したテナントミックス事業</p> <p>実施期間：平成26年度～</p>	<p>草津まちづくり株式会社</p>	<p>空き店舗情報ストックバンク事業による商店街の空き店舗、空き家、空き倉庫等の情報把握を基盤として、個々の商店街の持つ立地や歴史性、顧客ニーズや利用者層等から必要な商業機能を分析し、一定数の空き店舗等によるテナントミックス事業として戦略的に商業店舗を誘致するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	<p>中心市街地魅力発掘創造支援事業費補助金の活用予定</p>
<p>事業名：魅力店舗誘致事業</p> <p>内容：商店街の空き店舗、空き家(町家)、空き倉庫等への店舗等誘致支援</p> <p>実施期間：平成25年度～</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>商店街の空き店舗、空き家等の情報を把握し、個々の商店街の持つ立地や歴史性、顧客ニーズや利用者層等から必要な商業機能やコミュニティ支援機能を分析し、地域に必要な機能を戦略的に誘致するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	<p>社会資本整備総合交付金事業(効果促進事業)の予定</p>

<p>事業名：中心市街地情報発信事業</p> <p>内容：中心市街地の情報集約と戦略的発信システムの構築</p> <p>実施期間：平成26年度～</p>	<p>草津まちづくり会社、草津市、民間事業者</p>	<p>個々の事業者により発信されてきた中心市街地内のイベント、店舗、バス、駐車場などの交通アクセス等の情報を、まちづくり会社のホームページやタウン誌を始め、公共施設や店舗など様々な場所で、各種媒体を通じて総合的に発信することについて、活性化協議会での検討しながら進めていく。</p> <p>このことは、中心市街地の新たな利用者の獲得と併せて訪れた利用者がまちを歩く動機を高め、回遊性高める取り組みであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：まちなかバルの開催</p> <p>内容：飲食店のPR・売り上げ向上を目的にした食べ歩き・飲み歩きイベント</p> <p>実施期間：平成24年度～</p>	<p>商工会議所</p>	<p>中心市街地の飲食店へ実際に足を運んでいただき、商品を味わっていただくことで、新しい顧客、リピーターの獲得を狙うものとして位置付けている。</p> <p>このことは、中心市街地の利用者の増加と新たな出店を促進するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：納涼まつり</p> <p>内容：旧街道の商店街通りを舞台にした市民協働の夏まつり</p> <p>実施期間：昭和52年度～</p>	<p>納涼まつり実行委員会</p>	<p>旧街道の情緒ある商店街を舞台に、地域の住民や店主が趣向を凝らした手作りの作品を展示する「つくりものコンクール」を始めとして、夜店やコンサート、学生のパフォーマンス、多くの関係者による共催イベント等により中心市街地の魅力を向上させる夏の一大イベントであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：草津駅前イルミネーション事業</p> <p>内容：中心市街地の活性化拠点である草津駅周辺のイルミネーション事業</p> <p>実施期間：平成23年度～</p>	<p>青年会議所、民間事業者</p>	<p>JR草津駅前のデッキ広場や新たに整備するアニマート跡地緑化広場などの活性化拠点をイルミネーションで飾り、冬のまちなかに賑わいとうるおいを作り出すものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	<p>社会資本整備総合交付金（効果促進事業）の予定</p>

<p>事業名：草津川跡地桜ライトアップ事業</p> <p>内容：草津川跡地の桜並木を灯りでライトアップ事業</p> <p>実施期間：平成18年度～</p>	観光物産協会	<p>中心市街地の中央、約500本のソメイヨシノに彩られた草津川跡地堤体の桜並木を、開花に合わせてライトアップを施すものであり、中心市街地の歴史的・空間的魅力を引き立て、集客と回遊性を高めるものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：「夢本陣」交流・おもてなし事業</p> <p>内容：市民交流イベント開催、観光案内所運営、来街者休憩所運営</p> <p>実施期間：平成20年度～</p>	草津市	<p>地域に暮らす高齢者などの憩いと健康づくりの場として、住民相互の交流を進めるとともに、草津を訪れた観光客などへ、暖かいお茶などの提供と地域住民との交流、まちの情報の提供を行い、昔ながらの「宿場町」が持つ人情味溢れる人と人との出会いと交流を促進するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：草津とくどくガイドブック“くさポン”発行事業</p> <p>内容：地域飲食店の割引クーポン券の発行</p> <p>実施期間：平成19年度～</p>	観光物産協会	<p>国史跡草津宿本陣等の中心市街地の観光資源や各種イベントの情報と併せて、飲食店やホテル等の割引クーポンを発行し、観光客を始めとして、まちなかの利用者の増加を進めるものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：手づくり草津宿本陣周辺散策マップ作成事業</p> <p>内容：国史跡草津宿本陣周辺の散策マップの作成</p> <p>実施期間：平成19年度～</p>	観光物産協会	<p>国史跡草津宿本陣の界隈に多数ある寺社・仏閣などの歴史資源を中心として、観光客が歩いて楽しめる散策マップを作成するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：観光案内所運営事業</p> <p>内容：草津を訪れる観光客へのおもてなし・観光案内事業</p> <p>実施期間：平成11年度～</p>	観光物産協会	<p>中心市街地の玄関口であるJR草津駅構内において、草津を訪れていただいた観光客や利用客に対して、草津のまちなかの歴史資源や店舗等の情報を提供し、まちなかの回遊性を高めるための取り組みであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：街道筋観光ガイド事業</p> <p>内容：街道筋の楽しみを伝える観光客や市民への観光ガイド事業</p> <p>実施期間：平成8年度～</p>	観光ボランティアガイド	<p>市民や観光客に対して、草津の宿場街道の持つ歴史文化を現地のボランティアガイドスタッフが温かく紹介するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	

<p>事業名：商店街活性化事業</p> <p>内容：商店街の賑わい創出イベントの開催</p> <p>実施期間：昭和61年度～</p>	<p>商店街連盟</p>	<p>商店街における集客のためのミニイベントの開催や商店街連盟のマスコットキャラクター「くさピョン」を使ったPR事業などに加え、市民活動団体等との共催イベントを開催するなど商店街と地域コミュニティとの連携を促進するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「个性的で魅力ある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：商店街クリスマスブーツギャラリー</p> <p>内容：草津市発祥のクリスマスブーツを活かした商店街の魅力向上事業</p> <p>実施期間：平成24年度～</p>	<p>草津駅西口商店街</p>	<p>草津生まれの「クリスマスブーツ」という特色を活かした取組みとして、地域の子ども達にクリスマスブーツキットを販売し、個性豊かな装飾を施してもらったものを近接する大型商業施設や地域内企業で展示し、表彰後にお菓子を詰めて返却するものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	
<p>事業名：駅西口夏まつりインエスクエア</p> <p>内容：大規模商業施設と地域住民、商店街が連携した大規模イベント</p> <p>実施期間：平成14年度～</p>	<p>エスクエア、草津駅西口商店街、町内会</p>	<p>地域の町内会や商店街が総力をあげて実施する夏の一大イベント。たくさんの夜店が出店する「大夜市大会」やライブ、大抽選会など子供から大人までが楽しめる夏まつりであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p> <p>実施期間：</p>	

■7に掲げる事業及び措置の実施箇所



8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

■現状分析

中心市街地の中央部に位置するJR草津駅は、京都へ20分、大阪までを50分で連絡するとともに、滋賀県の北部や東部とも連絡しており、滋賀県で最も多くの乗降客数となっている。

一方、JR草津駅からは、毎時10本以上のバス路線が市内各地へと連絡しており、バス交通のターミナル拠点としての役割を担っている。

また、市では、高齢化にも対応できるきめ細かな公共交通ネットワークの構築に向け、「まめバス」（コミュニティバス）の実証運行を行っており、市域全体に比較的利便性の高いバスネットワークが構築している。

しかしながら、市民アンケートによれば中心市街地を利用する際の交通手段として、自家用車を利用する人が全体の50%程度を占める中、バスの利用者は3%程度と極めて低い利用率となっている。

これは、滋賀県における比較的高い車所有率を背景として、中心市街地内の商業施設や公共施設等に十分な駐車場が確保されていることに加え、バス路線が市内各地域とJR草津駅とを結ぶ直線的な構造となっており、特にJR草津駅東西の商業施設や公共施設等の利用には、分かりにくく煩雑な乗り換えが必要となっている点が要因として考えられる。

このため、中心市街地への公共交通によるアクセス性の向上を図るため、これらの商業施設や公共施設を中心として、中心市街地の様々な生活拠点間を循環するバス路線を運行し、1日パスポート、乗り継ぎ割り引き等のソフト施策と併せて、利用者にとって分かり易く、使い易いバス交通の構築が求められている。

加えて、バス路線の再編によりJR草津駅への接続路線を増加させるとともに、駅からの郊外大規模医療施設等への運行路線を整備するなど、草津駅の持つバスターミナル機能を強化し、中心市街地への来街者を増加させる取り組みが求められている。

また、市民アンケートでは、中心市街地の利用者の約30%の方が、駐車場や駐輪場が少なく困ったことがあると答えておられ、中心市街地内の駐車場の状況等を適切に案内するため、エリア内の駐車場連携の促進や利用情報発信のためのシステム構築が求められている。

■公共交通機関の利便性の増進の必要性

これらの現状を踏まえ、「まちの強みをいかし、拠点形成とそのネットワーク化を図る」「草津の活力を生み出す新たな事業者を創出する都市環境の形成を図る」「子どもからお年寄りまでの暮らしを支えるコミュニティや都市機能の強化を図る」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「公共交通機関の利便性の増進の必要性」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置付けるものである。

- (1) 中心市街地の生活拠点を循環し、まちなかを循環するバス路線の運行と一体的に行うバスの使い易さの向上に関する事業
- (2) JR草津駅へのバス路線の接続数の増加と併せて行う駅ターミナル性を高め、総合的に中心市街地へのバス利用者数を増加させるための事業
- (3) 中心市街地内の駐車場情報の発信と一体的に進めるまちなか駐車場の利活用の検討に関する事業

■フォローアップの考え方

毎年、草津市中心市街地活性化協議会において事業の推進状況について報告を行うため、各事業の進捗調査を毎年実施し、協議会での協議を踏まえ必要に応じて改善措置を講じることで、活性化の目標達成に向けて効果的な推進を図る。

[[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業






事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:「まめバス」まちなか循環線運行事業</p> <p>内容: 中心市街地の拠点間を結ぶ循環バス路線の運行</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	<p>交通事業者</p>	<p>現在、中心市街地へアクセスするバス路線は、JR 線の東西において分断されており、中心市街地の公共施設等を利用するには煩雑なバスの乗り換えが必要となっている。</p> <p>このため、地域公共交通会議との連携を図りながら、市のコミュニティバスである「まめバス」の路線を再構築し、誰もが使いやすい「まちなか循環路線」の運行を図る。</p> <p>この事業により、周辺地域からの公共交通としての利便性を高めるとともに、中心市街地の歩行者の増加、回遊性の向上に結びつくものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 地域公共交通確保維持事業</p> <p>実施期間: 平成25年度～平成27年度</p>	

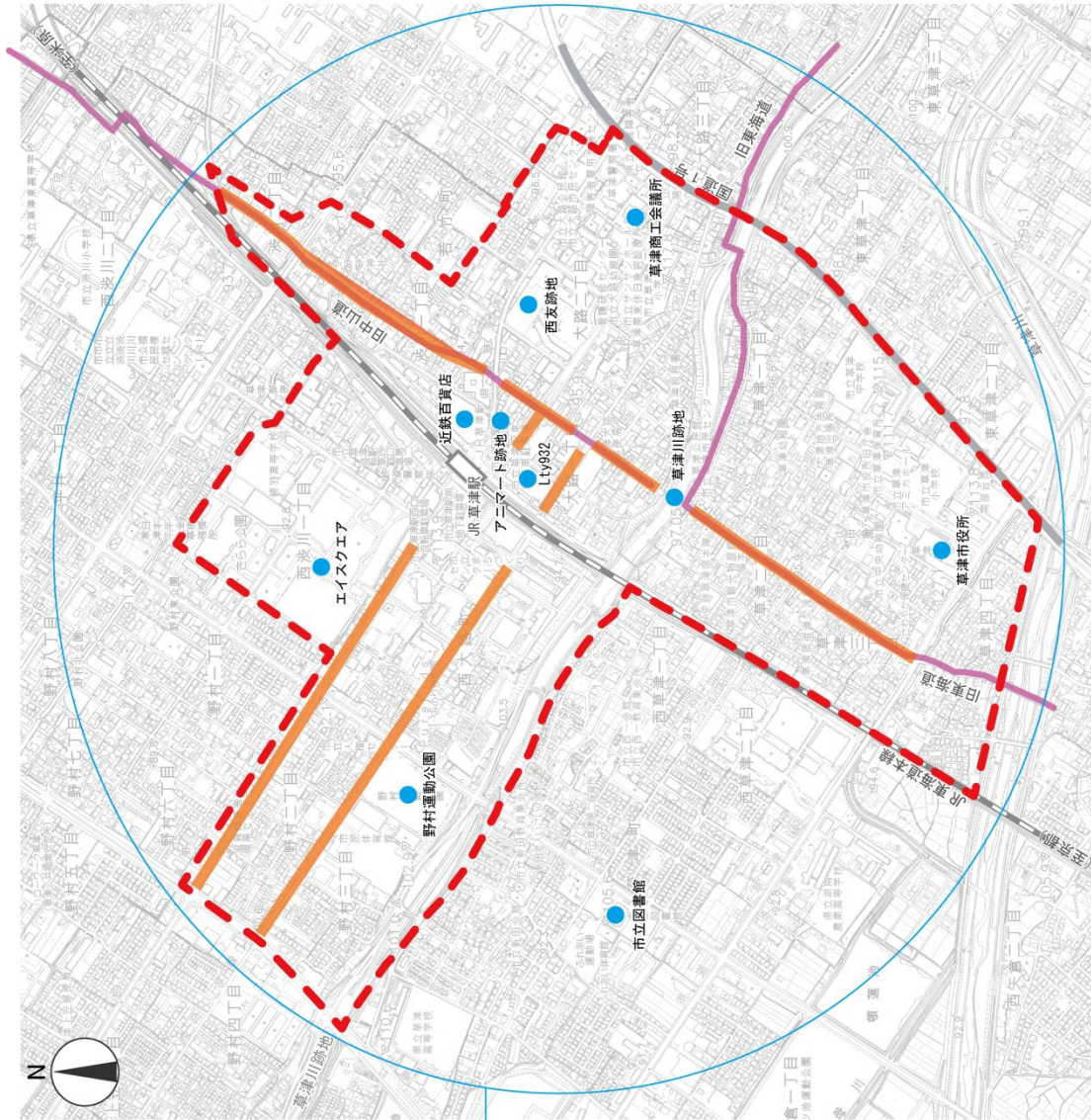
(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:「まめバス」路線駅接続化事業</p> <p>内容:バス路線のJR草津駅への接続数の増加</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	交通事業者	<p>民間バス路線における公共交通空白地・不便地の交通弱者対策として進めている「まめバス」の路線を再編し、草津駅への接続路線を増加させるとともに、駅を中心に郊外の医療施設との接続を図り、JR草津駅のバスターミナルとしての利便性を向上させる。</p> <p>この事業により、公共交通によるまちなか利用者の増加を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業と位置付けている。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>	
<p>事業名:「まめバス」利用促進事業</p> <p>内容:1日パスポート券、乗り継ぎ券の発行</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	交通事業者	<p>公共交通の利便性を高め、誰もが使いやすいバス路線とするためのソフト施策として、これまでも行ってきた往復割引に加え、まちなか循環線での1日パスポート券の導入やJR草津駅からの乗り継ぎ券を発行する。</p> <p>この事業により、公共交通によるまちなか利用者の増加を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業と位置付けている。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>	
<p>事業名:(再掲)中心市街地情報発信事業</p> <p>中心市街地の情報集約と戦略的発信システムの構築</p> <p>実施期間: 平成26年度～</p>	草津まちづくり会社、草津市、民間事業者	<p>個々の事業者により発信されてきた中心市街地内のイベント、店舗、バス、駐車場などの交通アクセス等の情報を、まちづくり会社のホームページやタウン誌を始め、公共施設や店舗など様々な場所で、各種媒体を通じて総合的に発信することについて、活性化協議会での検討しながら進めていく。</p> <p>このことは、中心市街地の新たな利用者の獲得と併せて訪れた利用者がまちを歩く動機を高め、回遊性高める取り組みであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「個性的で魅力ある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>内容:</p> <p>実施期間:</p>	

<p>事業名:協議会プロジェクト会議推進事業</p>	<p>草津市、まちづくり会社、中心市街地活性化協議会</p>	<p>本市の中心市街地活性化協議会は、総会、タウンマネジメント会議(定例会)のほかに、課題に関する団体・人によるプロジェクト会議を設置することとしており、中心市街地の活性化に必要な事業の掘り起こし、具体事業の検討、計画の作成、事業推進を進めていくこととしている。</p> <p>これらのプロジェクト会議の活動を支援し、官民連携による活性化まちづくりを押し進める。</p> <p><input type="checkbox"/> まちなみ・ガーデンプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資源である本陣周辺エリアの旧街道の再生・活用に向けた事業検討 ・コミュニティガーデン組織体制づくり(ガーデンストリート、アニマート緑化広場、草津川跡地)など <p><input type="checkbox"/> テナントミックスプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化拠点や商店街の空き店舗などまちなかへの魅力店舗の誘致に向けた協議・検討など <p><input type="checkbox"/> 情報発信(まちなか回遊)プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地に人が訪れ、回遊するための情報発信の仕組みづくりの検討 ・中心市街地内の駐車場の相互利用の検討 ・活性化拠点間を繋ぐ道路や案内看板などの再検証など <p><input type="checkbox"/> 賑わい創出プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化広場などのイベント推進や市民活動推進の仕組み作りの検討など 	<p>内容:</p>	
<p>内容 中心市街地活性化協議会に設置するプロジェクト会議の活動支援</p>			<p>実施時期:</p>	
<p>実施時期: 平成25年度～</p>				

■8に掲げる事業及び措置の実施箇所

凡例	
	市街地整備事業
	都市福利事業
	商業・業務事業
	まちなか居住事業
	公共交通等事業



「まめバス」まちなか循環線運行事業
 「まめバス」路線駅接続化事業
 「まめバス」利用促進事業

事業エリアが特定されない事業
 協議会プロジェクト会議推進事業
 中心市街地情報発信事業

◇事業数と事業及び位置づけ

活性化の目標

歩いて楽しい
回遊性の高いまち
(38事業)

- 草津川跡地賑わい空間整備事業
- (仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

- (仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・草津宿本陣保存整備事業
- (仮称)市民総合交流センター整備事業
- ・つどいの広場「まめっこ」運営事業
- ・赤ちゃんの駅推進事業
- ・パワフル交流市民の日イベント
- ・くさつ市民アート・フェスタ

- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・(仮称)大路区民まつり
- ・宿場街道のれん看板プロジェクト
- ・商店街ガーデンストリート事業

- 商店街テナントミックス事業
- ・魅力店舗誘致事業
- ・中心市街地情報発信事業
- ・まちなかバルの開催
- ・納涼まつり
- ・街あかり・華あかり・夢あかり事業
- ・草津宿場まつり
- ・草津駅前イルミネーション事業
- ・草津川跡地桜ライトアップ事業
- ・「夢本陣」交流・おもてなし事業
- ・草津とくどくガイドブック「くさポン」発行事業
- ・手づくり草津宿本陣周辺散策マップ作成事業
- ・観光案内所運営事業
- ・街道筋観光ガイド事業
- ・商店街活性化事業
- ・商店街クリスマスブーツギャラリー
- ・駅西口夏まつりインエイスクエア

- ・「まめバス」まちなか循環線運行事業
- ・「まめバス」利用促進事業
- ・「まめバス」路線駅接続化
- ・協議会プロジェクト会議推進事業

個性的で魅力のある
店舗が集積するまち
(18事業)

- 草津川跡地賑わい空間整備事業
- ・(仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

- (仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・つどいの広場「まめっこ」運営事業
- ・赤ちゃんの駅推進事業

- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・宿場街道のれん看板プロジェクト
- ・商店街ガーデンストリート事業

- 商店街テナントミックス事業
- ・魅力店舗誘致事業
- ・中心市街地情報発信事業
- ・まちなかバルの開催
- ・商店街活性化事業

- ・協議会プロジェクト会議推進事業

幅広い世代が
交流するまち
(37事業)

- 草津川跡地賑わい空間整備事業
- (仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- ・アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

- (仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・「草津宿本陣」保存整備事業
- ・公立幼稚園と公立保育所の役割と機能検討事業
- (仮称)市民総合交流センター整備事業
- ・つどいの広場「まめっこ」運営事業
- ・子育て支援センター「ぼかぼかタウン」運営事業
- ・赤ちゃんの駅推進事業
- ・市民創作ミュージカルの上演事業
- ・移動図書館まちなか巡回事業
- ・コミュニティcafé ゆかい家運営事業
- ・パワフル交流市民の日イベント
- ・くさつ市民アート・フェスタ

- ・野村市営住宅跡地周辺利活用検討事業
- ・木造住宅耐震・バリアフリー改修事業
- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・(仮称)大路区民まつり
- ・淡川記憶絵を生かした愛着あるまちづくり事業
- ・地域まちづくり計画策定事業
- ・草津記憶絵作成プロジェクト
- ・宿場街道のれん看板プロジェクト
- ・大路区安全なまちづくりプロジェクト
- ・商店街ガーデンストリート事業

- ・納涼まつり
- ・街あかり・華あかり・夢あかり事業
- ・草津宿場まつり
- ・「夢本陣」交流・おもてなし事業
- ・商店街クリスマスブーツギャラリー
- ・駅西口夏まつりインエイスクエア

- ・「まめバス」まちなか循環線運行事業
- ・「まめバス」利用促進事業
- ・「まめバス」路線駅接続化
- ・協議会プロジェクト会議推進事業

中心市街地活性化に向けた具体的な事業

方針の要素
基本的な

市街地の
整備改善
(5事業)

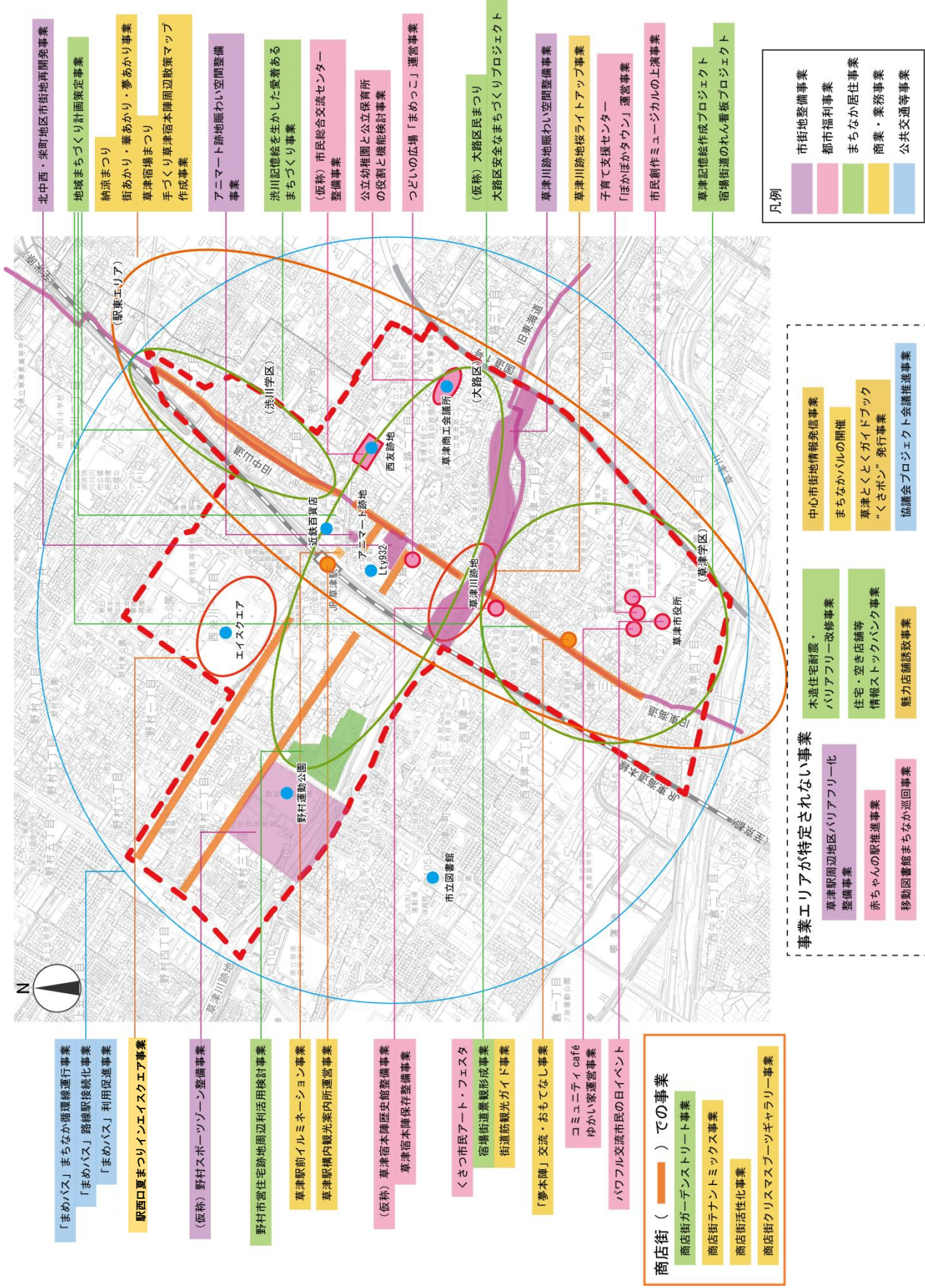
都市福利
施設の整備
(12事業)

まちなか
居住の推進
(11事業)

商業の
活性化
(17事業)

公共交通の
利便性促進等
(4事業)

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制

(1) 推進体制について

1) 庁内組織

中心市街地活性化を検討するため、平成24年度より、総合政策部に「都市再生室」を設置し、推進していく体制を整えている。

2) 庁内委員会

中心市街地活性化に関する事項について、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市都市再生本部会議(以下、本部会議とする)を設置している。また、本部会議の所掌事務の遂行および円滑な運営のために、本部会議に作業部会を設置している。

①本部会議構成員

「草津市都市再生本部会議」の構成員は以下の23名である。

役職	所属	
本部長	市長	
副本部長	副市長	
	教育長	子ども家庭部長
	特命監(経営改革・草津未来研究所担当)	産業振興部長
	総合政策部長	特命監(都市再生担当)
	危機管理監	都市建設部長
	総務部長(兼法令遵守監)	都市建設部理事(景観・交通政策担当)
	まちづくり協働部長	都市建設部理事(都市再生担当)
	人権政策部長	都市建設部理事(住宅担当)
	市民環境部長	上下水道部長
	市民環境理事(廃棄物担当)	教育部長
	健康福祉部長	議会事務局長
	健康福祉部理事(健康増進担当)	

②本部会議開催状況

「草津市都市再生本部会議」の開催状況は計●回である。

	開催日	内容
第1回	平成24年5月3日	草津川跡地の土地活用に関する事項 中心市街地活性化に関する事項 (1) 中心市街地活性化基本計画策定スケジュール等について (2) 国への取組概要書の提出について
第2回	平成24年6月7日	(1) 中心市街地活性化について ①取組概要について

		(2) 草津川跡地の土地利用について ①第6回草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会の資料について
第3回	平成 24 年 6 月 26 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①今後の取組概要について ②第1回中心市街地活性化基本計画策定検討会について (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項 ①草津川跡地利用基本計画の素案について
第4回	平成 24 年 8 月 2 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①第2回中心市街地活性化基本計画策定検討会について ②事業の洗い出し状況について ③スケジュールについて (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項 ①第7回検討委員会について
第5回	平成 24 年 8 月 20 日	第 14 回草津川跡地対策特別委員会資料について
第6回	平成 24 年 8 月 29 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①中心市街地活性化基本計画策定スケジュールについて (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項 ①第8回検討委員会について
第7回	平成 24 年 10 月 12 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①第3回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会について
第8回	平成 24 年 11 月 15 日	(1) (仮称)草津まちづくり株式会社の概要等について ①(仮称)草津まちづくり会社の概要について ②中心市街地活性化基本計画の策定状況等について
第9回	平成 24 年 11 月 21 日	第15回草津川跡地対策特別委員会の資料内容について
第10回	平成 24 年 12 月 4 日	草津駅東地区空閑地土地利用計画の基本方針(案)について
第11回	平成 24 年 12 月 20 日	(1) 第4回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会について (2) アニマト跡地賑わい空間整備事業(案)について
第12回	平成 25 年 1 月 17 日	(1) 草津駅東地区空閑地土地利用計画策定について (2) (仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について
第13回	平成 25 年 2 月 5 日	(1) 草津駅東地区空閑地土地利用計画策定について (2) (仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について (3) 第16回草津川跡地対策特別委員会資料について
第14回	平成 25 年 2 月 15 日	(1) 第5回中心市街地活性化基本計画策定検討会について (2) 草津川跡地整備事業に関する滋賀県からの支援について
第15回	平成 25 年 3 月 25 日	(1) 草津川跡地の整備に関する覚書について
第16回	平成 25 年 5 月 24 日	(1) パブコメ案について(各担当課から概要版で説明)

	①草津市中心市街地活性化基本計画(案)について ②(仮称)市民総合交流センター基本構想(案)について ③(仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について ④草津市文化芸術機能等基本計画(案)について (2) 第16回草津川跡地対策特別委員会について (3) 第6回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会について
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③草津市都市再生本部会議設置要綱

「草津市都市再生本部会議」の設置要綱は以下の通りである。

草津市都市再生本部会議設置要綱

(目的)

第1条 中心市街地活性化に関する事項および草津川跡地の土地活用に関する事項について、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市都市再生本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中心市街地活性化に関する事項
- (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項

(構成)

第3条 本部会議の委員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって充てる。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部会議を代表し、本部会議の職務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは欠けたときは本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

(作業部会)

第6条 本部会議の所掌事務の遂行および円滑な運営のために、本部会議に作業部会を設置する。

- 2 作業部会の委員は、別表1に掲げる者とする。
- 3 作業部会の会議は、都市建設部都市再生室長が招集し、会議を主宰する。

(関係人の出席)

第7条 本部会議および作業部会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本部会議の所掌事務を処理するため、都市建設部まちなか再生課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

(草津市草津川跡地利用本部会議設置要綱の廃止)

2 草津市草津川跡地利用本部会議設置要綱(平成23年草津市告示第187号)は、廃止する。

付 則(平成25年4月1日草津市告示第94号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1(第6条第2項関係)

都市建設部都市再生室長	
草津川跡地整備課長	商業観光課長
まちなか再生課長	産業労政課長
総合政策部副部長(草津未来研究所主任研究員)	農林水産課長
総合政策部副部長(企画調整担当)	都市計画課長
危機管理課長	景観課長
予算調整課長	都市建設部副部長(景観・交通政策担当)
財産管理課長	開発調整課長
まちづくり協働課長	土木管理課長
人権政策課長	道路課長
環境課長	河川課長
ごみ減量推進課長	公園緑地課長
社会福祉課長	住宅課長
障害福祉課長	建築課長
健康増進課長	上水道課長
長寿福祉課長	上下水道部副部長(上下水道担当)
介護保険課長	生涯学習課長
子ども家庭課長	スポーツ保健課長
幼児課長	文化財保護課長
発達支援センター所長	教育委員会副部長(街道交流担当)
子育て支援センター所長	学校教育課長

(2) 中心市街地活性化に関する検討の場の設置状況

基本計画の策定にあたっては、商業者、地域代表、民間事業者、学識者などによる「草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会」を平成24年6月1日に設置した。委員会の開催は、平成24年7月3日から平成25年9月2日までに計7回、まちづくりの方針や計画骨子等の検討を行った。

1) 構成員

「草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会」の構成員は以下の25名である。(平成25年5月現在)

	分類	団体(事業者)	役職等	氏名
1	商工会議所	草津商工会議所	会頭	北村 良藏
2	商工会議所	草津商工会議所	副会頭	伊勢村 恭司
3	商工会議所	草津商工会議所	専務理事	金澤 郁夫
4	商工会議所	草津商工会議所	商業部会長	太田 賢司
5	商工会議所	草津商工会議所	観光部会長	南 総一郎
6	商工会議所	草津商工会議所	サービス・情報部会長	権田 五雄
7	商業者団体	草津市商店街連盟	会長	駒井 喜行
8	商業者団体	草津市商店街連盟	副会長	福井 清
9	商業者団体	草津市商店街連盟	副会長	遠藤 陽子
10	地元地縁組織	大路区まちづくり協議会	会長	小林 達男
11	地元地縁組織	草津学区ひと・まちいきいき協議会	会長	田中 千秋
12	地元地縁組織	渋川学区自治連合会	会長	中村 繁樹
13	地元地縁組織	笠縫まちづくり協議会	会長	松村 幸子
14	大型店舗	綾羽株式会社 エイスクエア管理室	室長	宇田 泰明
15	大型店舗	(株)近鉄百貨店草津店	部長	木下 宗寛
16	大型店舗	(株)平和堂開発部開発一課	課長	田中 義雄
17	交通関係事業者	西日本旅客鉄道株式会社	草津駅長	東 庄嗣
18	交通関係事業者	西日本旅客鉄道株式会社京都支社	地域共生室長	平野 剛
19	交通関係事業者	近江鉄道(株)大津営業所	所長	中村 光男
20	交通関係事業者	帝産湖南交通株式会社	取締役常務	中島 与司男
21	観光団体	草津市観光物産協会	会長	南 英三
22	市民活動団体	特定非営利活動法人草津まちづくりNPO	副理事長	桂田 博
23	市民活動団体	草津市観光ボランティアガイド協会	会長	伊吹 美賀子
24	公益財団法人	公益財団法人草津市コミュニティ事業団	理事長	清水 和廣
25	学識経験者	立命館大学	特任教授	高田 昇
26	草津市役所	草津市	特命監	浅見 善廣

2) 委員会開催状況

「草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会」の開催状況は計7回である。

	開催日	内容
第1回	平成24年7月3日	検討事項

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地活性化法によるエリア(案)について (2) 中心市街地活性化の課題および基本方針(案)について (3) 今後の進め方(案)について、市民アンケート調査の実施について (4) 特別用途地域、建築条例の必要性について
第2回	平成 24 年 8 月 10 日	<p>検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地活性化法によるエリア(修正案)について (2) 市民アンケート調査の結果について (3) 3つの方針に基づく取り組みについて (4) 3つの方針の目標と指標について (5) まちづくり会社設立に向けた取り組みについて (6) これからの取組みについて
第3回	平成 24 年 10 月 19 日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2回市民フォーラムについて (2) まちづくり会社の設立に向けた取組みについて (3) 現況調査結果について <p>検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地活性化基本計画(一部素案)について (2) 目標達成のための事業枠組み(案)について (3) 具体事業の掘起しについて (4) プロジェクト会議について
第4回	平成 24 年 12 月 25 日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 草津まちづくり株式会社設立にかかる出資者募集について (2) 活性化事業の推進体制について (3) プロジェクト会議実施状況について <p>検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 目標指標と数値目標の設定の考え方(案)について (2) 基本計画に計上する事業(案)について
第5回	平成 25 年 2 月 25 日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくり会社の設立について (2) 中心市街地活性化協議会の設立について (3) (仮称)草津駅東地区空閑地土地利用計画策定について (4) (仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について <p>検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本計画に掲載する事業について (2) 基本計画の目標指標と数値目標について
第6回	平成 25 年 5 月 29 日	
第7回	平成 25 年 9 月 2 日	

3) 草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会設置要綱

「草津市中心市街地活性化基本計画検討委員会」の設置要綱は以下の通りである。

草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、住民、各種団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、中心市街地活性化基本計画に盛り込むべき事項について検討を行う。

(組織構成等)

第3条 検討会は、30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 草津商工会議所を代表する者
- (2) 草津市商店街連盟を代表する者
- (3) 地元地縁組織を代表する者
- (4) 計画対象区域内の大型店舗を代表する者
- (5) 交通関係事業者を代表する者
- (6) 草津市観光物産協会を代表する者
- (7) 特定非営利活動法人草津まちづくりNPOを代表する者
- (8) 草津市観光ボランティアガイド協会を代表する者
- (9) 公益財団法人草津市コミュニティ事業団を代表する者
- (10) 学識経験者
- (11) 草津市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の検討が終了する日までとする。

(会長)

第4条 検討会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する者とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に必要と認める時は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 5 会長に事故あるとき、または会長が不在のときは、副会長が会長の職務を行う。
- 6 会長および副会長ともに事故あるとき、または不在のときは、あらかじめ指名された委員

が、会長の職務を行う。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、総合政策部まちなか再生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 草津市中心市街地活性化協議会の概要

1) 設置

基本計画の策定において幅広い意見を反映させるために意見を述べ、活性化に必要な取り組みについて協議し、基本計画に掲げる目標実現につなげていくため、草津商工会議所および草津まちづくり株式会社は、中心市街地活性化法第15条に基づく「草津市中心市街地活性化協議会」を共同で設立した。

平成25年3月27日の設立総会をもって、「草津市中心市街地活性化協議会」の設立とした。

2) 役割

草津市中心市街地活性化協議会の主な役割は以下の通りである。

- ・市が策定する中心市街地活性化基本計画に対する意見提出
- ・中心市街地活性化に向けて必要な事項についての協議
- ・民間の中心市街地活性化事業計画についての協議

3) 活動内容

草津市中心市街地活性化協議会の主な活動は以下の通りである。

- ・市の基本計画の策定、変更、実施に対する意見提出など。
- ・国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業についての協議など。
- ・中心市街地活性化に関する委員相互の意見及び情報交換など。
- ・中心市街地活性化のための勉強会、研修会などの開催。
- ・その他、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施など。

4) 構成員

草津市中心市街地活性化協議会の構成員は以下の29名である。

	役職名	所属団体	委員名
1	委員	商工会議所 会頭	北村 良藏
2	委員	商工会議所 専務理事	金澤 郁夫
3	委員	商工会議所 女性会長	辻 博子
4	委員	商工会議所 青年部会長	北田 栄道
5	委員	まちづくり会社 社長	伊勢村 恭司
6	委員	まちづくり会社 副社長	南 総一郎
7	委員	まちづくり会社 専務	権田 五雄
8	委員	商店街（市商店街連盟 会長）	駒井 喜行
9	委員	商店街（市商店街連盟 副会長）	福井 清
10	委員	商店街（市商店街連盟 副会長）	遠藤 陽子
11	委員	まちづくり協議会 会長（大路）	小林 達男
12	委員	まちづくり協議会 会長（草津）	田中 千秋
13	委員	まちづくり協議会 会長（渋川）	中村 繁樹
14	委員	まちづくり協議会 会長（笠縫）	松村 幸子

15	委員	大型店（エスクエア）	宇田 泰明
16	委員	大型店（平和堂）	田中 義雄
17	委員	大型店（近鉄百貨店）	木下 宗寛
18	委員	交通事業者（JR 駅長）	東 庄嗣
19	委員	交通事業者（JR 地域共生室）	平野 剛
20	委員	交通事業者（近江鉄道バス）	中村 光男
21	委員	交通事業者（帝産バス）	中島 与司男
22	委員	観光団体（観光物産協会）	南 英三
23	委員	市民活動団体（観光ボランティアガイド協会）	伊吹 美賀子
24	委員	公益法人（コミュニティ事業団）	清水 和廣
25	委員	再開発準備組合（北中西栄町地区）	南井 孝一
26	委員	金融機関（滋賀銀行）	西藤 崇浩
27	委員	金融機関（関西アーバン銀行）	村岡 孝浩
28	委員	学識経験者（立命館大学教授）	高田 昇
29	委員	草津市（政策監）	田中 成興
	オブザーバー	滋賀県（滋賀県商工観光労働部）	堺井 拓
	オブザーバー	滋賀県（滋賀県土木交通部）	美濃部 博

※平成 25 年 3 月 27 日の設立時

5) 体制

草津市中心市街地活性化協議会は以下のような体制で運営する。

【総会】

・総会は、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任等について審議を行う。

【タウンマネジメント会議】

・タウンマネジメント会議は、中心市街地活性化協議会で協議または審議するための素案づくり、及び方向性を出すための総合調整・調査研究などを行う。

【プロジェクト部会】

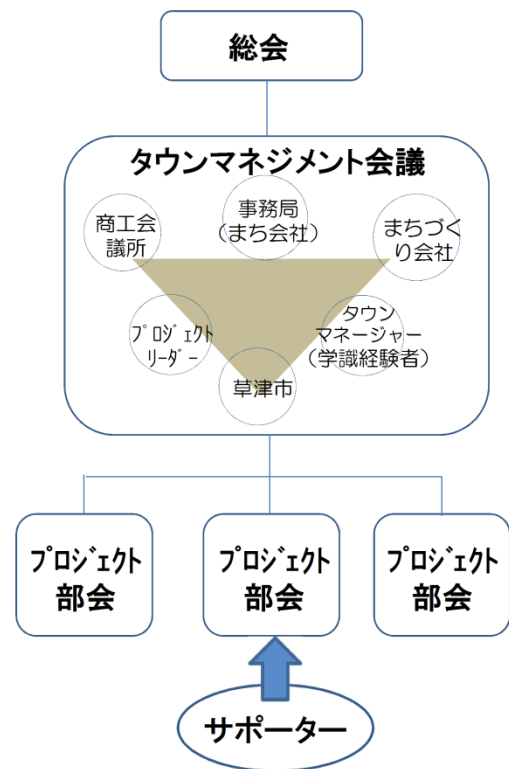
・プロジェクト部会は、民間事業の洗い出しと事業構築、及び官と民共同で行う事業の協議検討を行う。

・検討された事業計画などについて、タウンマネジメント会議に報告・提案する。

・各事業については、中心市街地活性化協議会の総会で最終審議を行う。

【サポーター】

・サポーターは、協議会が実施する事業への参画や、ファンとしての広報、支援などを行う。



6) 草津市中心市街地活性化協議会設置規約

草津市中心市街地活性化協議会設置規約は以下の通りである。

草津市中心市街地活性化協議会設置規約（案）

（設置）

第1条 草津商工会議所及び草津まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で草津市中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第2条 本会の名称は、草津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により草津市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施について協議するとともに、必要に応じてその事業を実施し、草津市の中心市街地の活性化（以下「中心市街地活性化」という。）の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

（公表の方法）

第4条 協議会の活動内容は、広く草津市民の意見を反映させるため、協議会のホームページ並びに草津商工会議所の会報において公表するほか、草津市広報及び草津商工会議所のホームページ等への掲載において行う。

（活動）

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- (2) 中心市街地活性化に関する構成員相互の意見調整及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動

（構成員等）

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 草津商工会議所
- (2) 草津まちづくり株式会社
- (3) 草津市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に規定する者で、同号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会の構成員でなくなるものとする。

（組織等）

第7条 協議会は、次に掲げる者をもって組織するものとし、協議会の委員は、会長が委嘱する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 委員

(4) 監事 2名

2 会長は、委員の中から互選で選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の事業及び運営等を監査し、その結果を協議会に報告するものとする。

7 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(タウンマネージャー)

第8条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー（学識経験者）を置くことができる。

2 タウンマネージャーは、協議会の同意を得て会長が選任する。

3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、委員及びタウンマネジメント会議構成員とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 協議会は、以下の会議を開催する。

(1) 総会

(2) タウンマネジメント会議

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、委員をもって構成する。

4 総会は、委員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、委員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。

7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(タウンマネジメント会議)

第12条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、委員及び事業主体関係者により構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議・決定する。

2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。

(プロジェクト部会等の設置)

第13条 協議会に、その目的の実現のためにプロジェクト部会を設置することができるほ

か、サポーターを置くことができる。

2 プロジェクト部会の組織、運営、サポーターその他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議の心得)

第14条 委員は、草津市中心市街地活性化に関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

2 草津市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

3 草津市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、委員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(協議結果の尊重)

第15条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、草津まちづくり株式会社が処理する。

(解散)

第17条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

(会計)

第18条 協議会の運営は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成25年3月27日から施行する。

2 第11条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。

3 第18条第2項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から平成26年3月31日までとする。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み及び各事業等との連携・調整等

1) パブリックコメントの実施

本計画のパブリックコメントを以下の通り、実施した。

【募集期間】平成25年7月1日～平成25年7月31日

【周知方法】

【応募者】 ●名

2) 市民、市内事業者等、地域ぐるみでの検討

① 商工会議所中心市街地活性化プロジェクト会議

本計画において取り組むべき民間事業の掘り起しのために、ワークショップ手法を活用したプロジェクト会議を実施した。

	開催日	内容
第1回	平成 24 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト会議の設立趣旨、スケジュールについての説明 ・中心市街地活性化基本計画について説明 ・民間事業のアイデアについて「ワークショップ」
第2回	平成 24 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社設立準備会の報告 ・第1回プロジェクト会議「ワークショップ」のまとめ ・民間事業の精査について「ワークショップ」
第3回	平成 24 年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告(基本計画策定のスケジュール、基本計画策定検討会の報告について、まちづくり会社設立準備について) ・第1、2回基本計画検討ワークショップのまとめ ・民間事業の主なプロジェクトについての意見交換(全体での討論) ・まとめ、今後の進め方

このプロジェクト会議の中で以下のような民間事業計画提案が出された。

事業エリア	施設計画	社会サービス・ソフト計画
アニマート跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設(飲食、物販) ・コミュニティ広場、コミュニティガーデン整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信拠点「まちなかの駅」
西友跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の集約とクリエイティブオフィス・エコオフィスの拠点 ・公共施設と民間カルチャ施設(大学サテライト、ギャラリー、ライブラリーカフェなど) ・大学のサテライトオフィス ・ガーデニング・緑化に関する企業の拠点 ・商業活性化事業(集客力ある店舗づくり等) ・複合アミューズメントスポーツ施設 ・娯楽施設(遊園地、映画館等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信拠点「まちなかの駅」 ・高齢者や交通弱者向け移送・宅配サービス拠点 ・買い物宅配システムの導入 ・ミニ草津温泉のようなスポット ・商業活性化事業(イベント開催、ネット販売・代行販売など既存店舗支援)
草津駅前(エルティ含)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学のサテライトオフィス ・再々開発(全面リニューアル) 	
商店街	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業(集客力ある店舗づくり、多世代向け店舗や空間整備等) ・空き家活用による魅力ある店舗づくり ・高齢者住宅、グループホーム等施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業(イベント開催、ネット販売・代行販売など既存店舗支援)

本町・本陣周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策、古民家再生によるテナントミックス ・空き店舗活用による店舗づくり ・本陣での草津の名産を活用した体験型店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津名産品を集めた拠点 ・地場の新鮮農産物の販売の拠点
野村運動公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・総合スポーツ施設（集客力ある公式戦のできるスタジアム、アリーナ等） ・エコ住宅及びライフスタイルセンター（公営住宅跡地） 	
草津川跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し農園の実施、農業レストランの運営等 ・コミュニティ広場、コミュニティガーデン整備 ・ミニ動物園 ・温室（水生植物園の一部機能を導入） ・トレインビューデッキ及びレストラン ・プレイスポット（グランドゴルフ、フットサル等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・足湯などのミニ草津温泉のようなスポット
エリア共通事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ広場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェの実施（車両規制） ・高齢者向け、親子向けなどのカフェの整備 ・ボランティアカフェの運営 ・草津名産品を集めた拠点 ・地場の新鮮農産物の販売の拠点 ・情報発信拠点「まちなかの駅」の整備 ・情報サービス機能の整備（まちなか情報集約と発信） ・サイクリングシェア、カーシェアリング ・まちあかりの実施

② 草津市商店街連盟プロジェクト会議

本計画において、商業の活性化の事業主体として想定される商店街において、草津市商店街連盟プロジェクトを発足させ、商店街主体で取り組む事業の掘り起しを行った。

	開催日	内容
第1回	平成 24 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について ・草津市で考えられる商店街活性化の取り組みについての事例説明 ・意見交換
第2回	平成 24 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みについて確認 ・意見交換 ・各商店街で取り組む活性化事業について

このプロジェクト会議の中で以下のような活性化事業の取り組みが確認された。

活性化事業取り組み一覧
<p>1. 「ガーデンストリート事業」は、中心市街地の商店街全体として取り組む。</p> <p>ただし、各商店街の実情やイメージ、統一して打ち出すべき特色により、ガーデンデザイン</p>

ンやガーデン展開の方法は変わることから、各商店街で「ガーデンストリート・デザインガイドライン」等を作成し、取り組むこととする。

2. 「まちなみ形成（外観修景事業）」と「道路高質化事業」は、草津らしい歴史イメージのある本陣周辺エリアで一体的に取り組む。

草津らしい歴史イメージのある本陣周辺エリアで集中的かつ一体的に取り組むことの効果が高いことから、本陣・本四商店街で取り組むこととする。

3. 「空き家・空き店舗活用によるテナントミックス事業」は、活用可能な建物が多本陣・本四商店街エリアにて先行的に取り組む。

なお、商店街としての活動を行っていない本五・本六商店街は、「まちづくり会社」設立後、同社による取り組みに期待する。

4. 「ソフト・イベント事業」は、これまで各商店街が行ってきた事業は継続し、渋川エリア、西口エリアについては、草津市やエリアの特徴を打ち出す新規事業に取り組む。

新規事業のうち、渋川エリアについては歴史や文化を伝える「草津文化塾（仮称）」、西口エリアについては草津市発祥の産業を生かした「クリスマスブーツコンテスト」等に取り組むこととする。

また、エルティ・ガーデン商店会においては、「デジタルサイネージ化事業」を行い、情報発信の強化を図る。

5. 各事業を推進するにあたっての体制について

上記各事業の推進にあたっては、商店街だけで実施できるものではなく、各地域の「まちづくり協議会」等と連携して、合同で取り組むこととする。

③ 中心市街地活性化説明会

本計画を広く周知させ、事業の掘り起しを行なうため、まちづくり協議会、商店街、またその他個別相談会を実施した。

【まちづくり協議会】

団体名	開催日	内容
草津学区ひと・まちいきき協議会プロジェクト会議①	平成 24 年 7 月 27 日	・草津市の中心市街地活性化の取り組み状況について
草津学区ひと・まちいきき協議会プロジェクト会議②	平成 24 年 11 月 20 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制についての説明及び各地の事例紹介 ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
大路区まちづくり協議会①	平成 24 年 10 月 15 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
大路区まちづくり協議会②	平成 24 年 12 月 13 日	・草津市の中心市街地活性化の取り組みについて
渋川地区まちづくり協議会①	平成 25 年 2 月 27 日	・中心市街地活性化基本計画策定に係る概要説明

【商店街】

団体名	開催日	内容
商店街全体	平成 24 年 7 月 27 日	・草津市の中心市街地活性化の取り組み状況について
草津駅西口商店街	平成 24 年 10 月 16 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
本町エリア商店街	平成 24 年 10 月 19 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
草津駅東側エリア商店街	平成 24 年 10 月 22 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
エルティ・ガーデン商店街	平成 24 年 11 月 24 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制、国の支援制度、各地の事例紹介 ・草津市での中心市街地活性化の取り組みについて
北中商店街	平成 25 年 2 月 3 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制、国の支援制度、各地の事例紹介

【個別相談】

団体名	開催日	内容
北中西・栄町地区再開発準備組合	平成 24 年 9 月 25 日	・中活計画の概要について ・市街地再開発事業の計画案について
個別相談事業者	平成 24 年 11 月 13 日 平成 24 年 11 月 24 日	8件

④ 草津まちづくり株式会社の概要

中心市街地活性化のための事業を活発に推進していくことを目的とし、草津まちづくり株式会社を設立した。

【名称】草津まちづくり株式会社

【所在地】滋賀県草津市大路

【資本金】3,760 万円(設立時発行株式の総数 752 株、株主数 113 名)

【設立時期】平成 25 年 2 月 13 日

【発起人(8名)】

- ・北村良藏(草津商工会議所 会頭)
- ・橋川渉(草津市長)
- ・大道良夫((株)滋賀銀行 代表取締役)
- ・駒井喜行(草津市商店街連盟 会長)
- ・伊勢村恭司
- ・太田賢司
- ・南総一郎
- ・権田五雄

【役員】

- ・代表取締役社長：伊勢村 恭司
- ・取締役副社長：南 総一郎
- ・取締役専務：権田 五雄
- ・取締役：太田 賢司、桂田 博、南井 孝一、平沢 克俊
- ・監査役：西藤 崇浩、村岡 孝浩

【出資構成】

出資者	出資額	株数
草津市	1,000万円	200株
大型店、金融機関	640万円	128株
草津商工会議所	300万円	60株
市民、地元企業、商店街関係、各種団体関係など	1,790万円	358株

【従業員】

平成 25 年 4 月 1 日から正社員 1 名、臨時社員 1 名

【事務所所在地】

平成 25 年 4 月 27 日まで 草津市商工会議所(草津市大路二丁目 11-51)

平成 25 年 4 月 28 日から 本陣商店街の空き店舗(草津二丁目 5-13 青木ビル 1F)

【目的】

まちづくり会社は、JR 草津駅の周辺、東西の商店街、草津川跡地および未利用地等の中心市街地を活性化するための事業を進め、賑わいと魅力あるまちなかを創造するために民間事業者のノウハウを最大限に活かし、まちのマネジメント等の公共性の高い事業を並行して進めることにより、まちなかの魅力と資産価値を高め、まちなかの再生を目指す。

【位置づけ】協働のまちづくりの中核を担う「新しい公共」としての「まちづくり会社」の設置

【設置根拠】中活法第 15 条第 1 項第 1 号

【主な事業計画】

第一期(平成 24 年度)

会社設立

第二期(平成 25 年度)

アニマート跡地での店舗プロデュース事業(6 店舗)、魅力店舗誘致基礎調査、草津中心市街地活性化協議会運営

第三期(平成 26 年度)

空き店舗・空き家・空き倉庫等のサブリース事業(1~2 店舗予定)、草津中心市街地活性化協議会運営

第四期(平成 27 年度)

第五期(平成 28 年度)

空き店舗・空き家・空き倉庫等のサブリース事業(1~2 店舗予定)、草津中心市街地活性化協議会運営

【設立の経過】

平成 24 年 7 月 3 日 第 1 回まちづくり会社設立準備会開催

平成 24 年 7 月 23 日 第 2 回まちづくり会社設立準備会開催

平成 24 年 8 月 10 日	第 3 回まちづくり会社設立準備会開催
平成 24 年 11 月 13 日	第 4 回まちづくり会社設立準備会開催
平成 24 年 11 月 28 日	草津まちづくり株式会社発起人会
平成 24 年 12 月 1 日	株式申込開始
平成 24 年 12 月 20 日	草津まちづくり株式会社説明会
平成 25 年 1 月 16 日	出資金払込開始
平成 25 年 2 月 13 日	創立総会
平成 25 年 2 月 26 日	登記完了

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

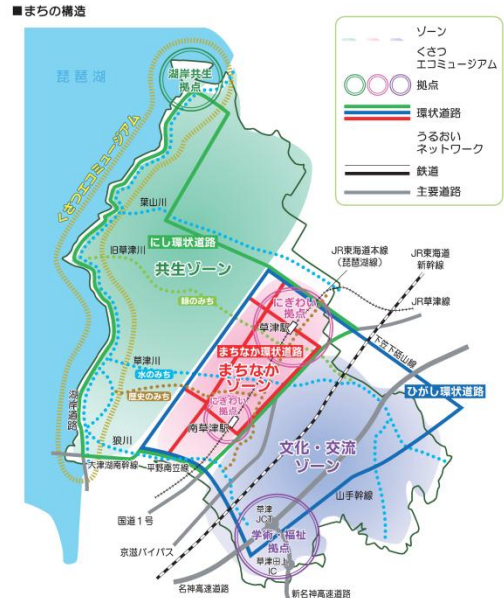
[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その法令に基づく様々な計画との整合性について

1) 第5次草津市総合計画との整合

平成22年3月に策定した第5次草津市総合計画では、対象地区は、まちなかゾーンのにぎわい拠点に位置付け、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集積を誘導するゾーンであり、うるおい豊かにぎわいと交流に未知な、まちなか居住のゾーンであるとしている。

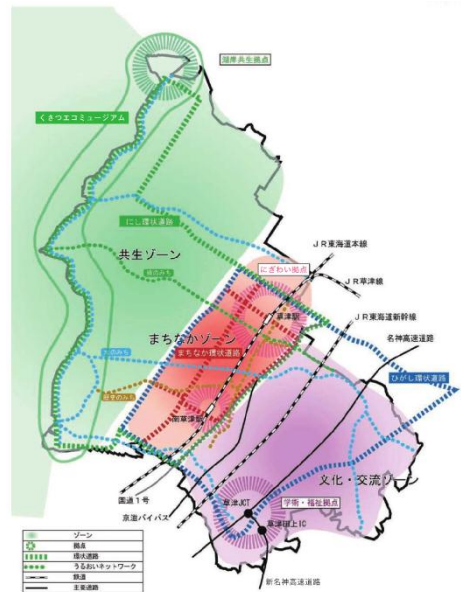
また、対象地区に関して、商工観光において、市民生活を支える地域の商店街の振興を図るとともに、既存商業などの集積を生かし、魅力と特色ある都市の商業空間づくりを進めるとしている。



2) 第4次草津市国土利用計画との整合

平成22年3月に策定した第4次草津市国土利用計画では、対象地区を、「にぎわい拠点」と位置づけ、本市および圏域の中心的な商業・業務・情報・文化・産業機能等の一層の集積と都心居住機能の誘導を図り、多様な都市機能の充実に努めるとしている。

土地利用方向については、にぎわい拠点である対象地区においては、市街地再開発事業等により土地の高度利用を図り、商業・業務・文化・サービス・居住機能の集積を伴う都市基盤整備を進めるとしている。また、旧東海道および中山道沿道の商店街は、歴史・文化環境を生かした街なみの形成に努め、居住環境面では、住宅地における狭い道路の解消、あるいは公園等オープンスペースの確保等、特に防火、防災面に配慮しながら、今後は、草津らしさを踏まえた都市景観の形成を進め、商業・業務機能と調和のとれた土地利用を計画的に進めるとしている。

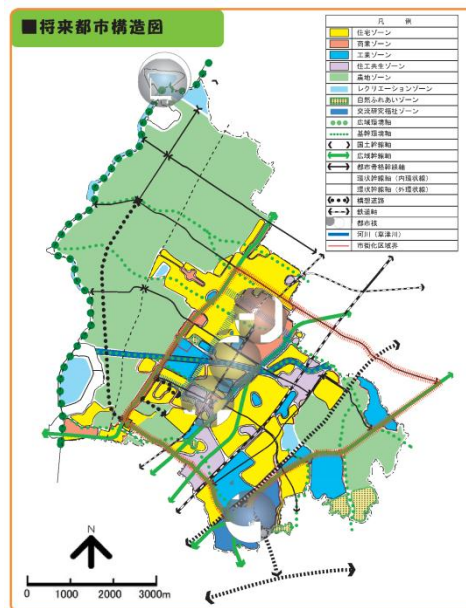


3) 草津市都市計画マスタープランとの整合

平成22年6月修正に策定した草津市都市計画マスタープランでは、対象地区を、北部中心核に位置付け、“今後は、居住機能の充実を図りつつ、医療、福祉、健康、行政、文化機能の立地を促進し、徒歩を基調とする生活圏の形成を目指します”と方向性を設定している。

また、地域別構想では、対象地区は、「草津地域」に区分されている。

「草津地域」では、地域の将来イメージを「歴史資源を魅力として活かしながら 住・商の共生が活力を高めるまち」として、「住みよいまち」「賑わいあるまち」「潤いのあるまち」の3つの視点から、方針が設定されている。



住みよいまち	
方針①	住商が共生する利便性の高いコンパクトな市街地の形成
方針②	防災対策の強化により安心して生活できる環境整備の推進
方針③	歩行者・自転車交通における安全性の確保
方針④	住みよい地域を住民が自ら形成していく仕組みづくり
賑わいあるまち	
方針①	交流機会の拡大に向けた総合的な交通体系の構築
方針②	魅力ある中心商業地の形成
方針③	歴史資源などを活用した街なか観光の育成・交流の場づくりの検討
潤いのあるまち	
方針①	身近な緑や水辺空間の充実による潤いある街なみの形成
方針②	都市的景観と住宅地景観が調和した都市景観の形成

[2] 都市計画手法の活用

(1) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

草津市では、中心市街地への都市機能の集積を目指し、郊外での大規模集客施設の立地による商業機能等の分散を抑制するため、準工業地域における特別用途地区指定を活用した大規模集客施設の立地制限に取り組む方針を検討し、平成24年4月より課題整理、特別用途地区指定（素案）と建築条例（案）の作成を行った。それらの案を説明会で周知し、パブリックコメントにより市民からの意見を反映した上で、平成25年10月に特別用途地区告示と建築条例施行を完了した。

都市計画区域名	準工業地域の数	面積	割合
大津湖南都市計画区域	11	283.8	15.1

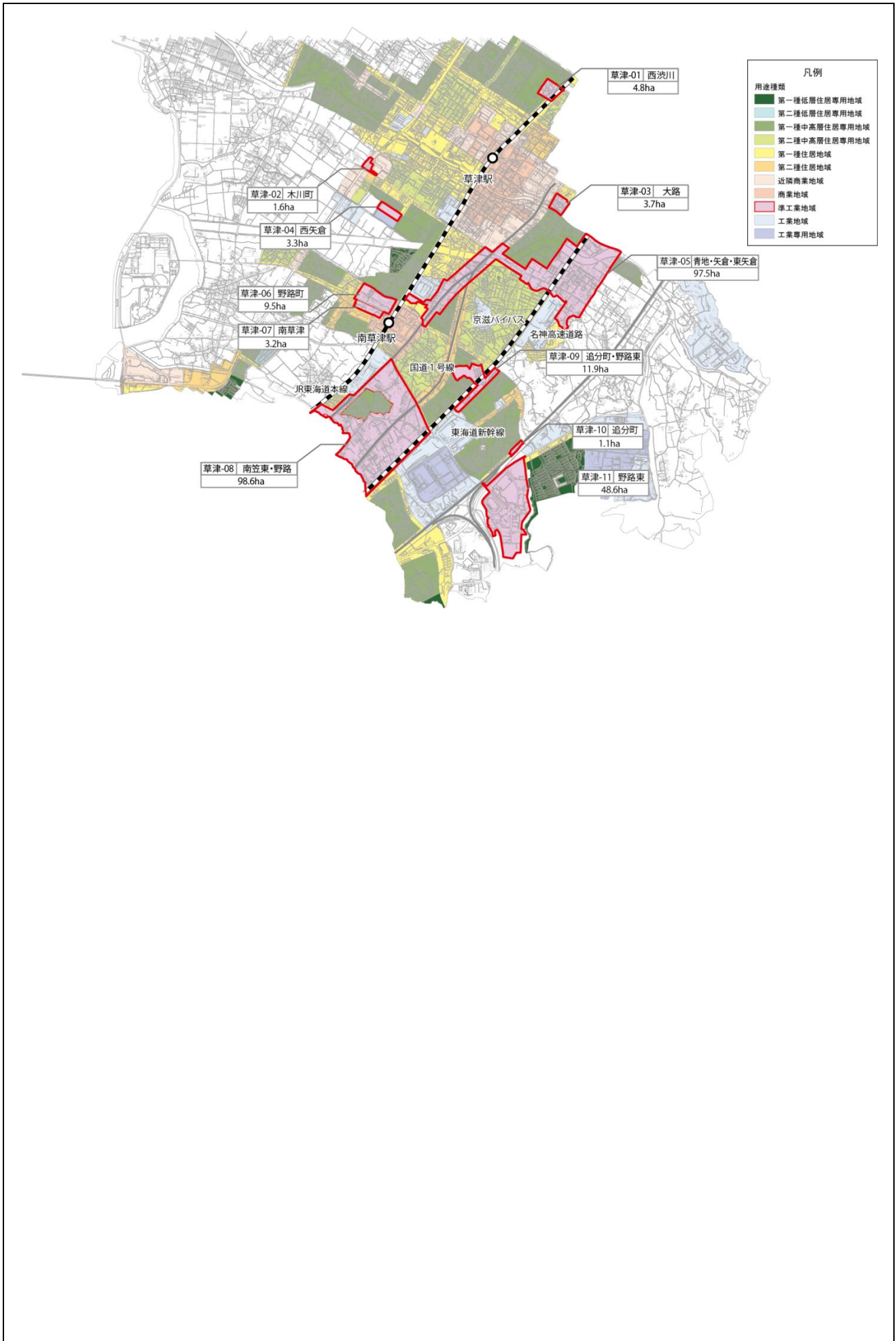
●表 10-1 特別用途地区が適用される準工業地域

年月日	内容
平成25年1月	特別用途地区指定（案）確定
平成25年3月24日	地元説明会
平成25年4月2日	都市計画案の公告
	都市計画案の縦覧
平成25年4月24日	草津市都市計画審議会への諮問、答申
平成25年5月	県との本協議
平成25年10月1日	特別用途地区指定の告示

●表 10-2 特別用途地区告示までのスケジュール

年月日	内容
平成25年1月	建築条例（案）確定
平成25年4月	建築条例（案）パブリックコメント
平成25年6月	議会
平成25年10月1日	建築条例施行

●表 10-3 特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行までのスケジュール



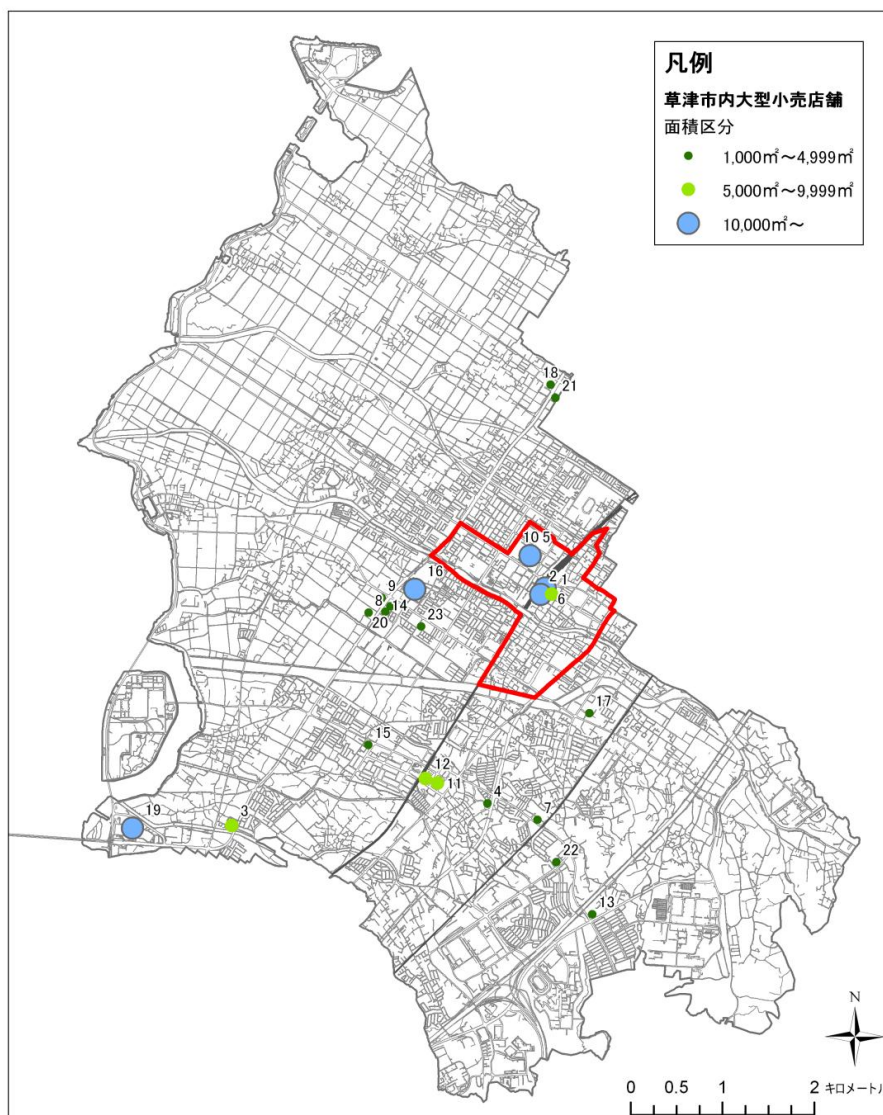
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等既存ストックの現況

1) 大規模小売店舗の現状

番号	名称	住所	主な取扱い商品	開店日	店舗面積 (㎡)
1	くさつ平和堂	大路 1-10-27	食料品、衣料品	1968年9月	9,243
2	エルティ 932	大路 1-1-1	食料品、家庭用品	1989年4月	13,925
5	エイスクエア (平和堂アル・プラザ草津)	西渋川 1-23-30	総合	1996年3月	55,089
6	近鉄百貨店草津店	渋川 1-1-50	総合	1997年9月	21,700
10	エイスクエア・ノース (ディオワールド草津店)	西渋川 1-23-1	食料品、家庭用品	1999年2月	13,435
	関西西友草津店 (※2000年2月閉店)	大路 2丁目	衣料品、家庭用品、 食品	1973年11月	7,351

●表 10-4 中心市街地内に立地する大規模小売店舗の一覧



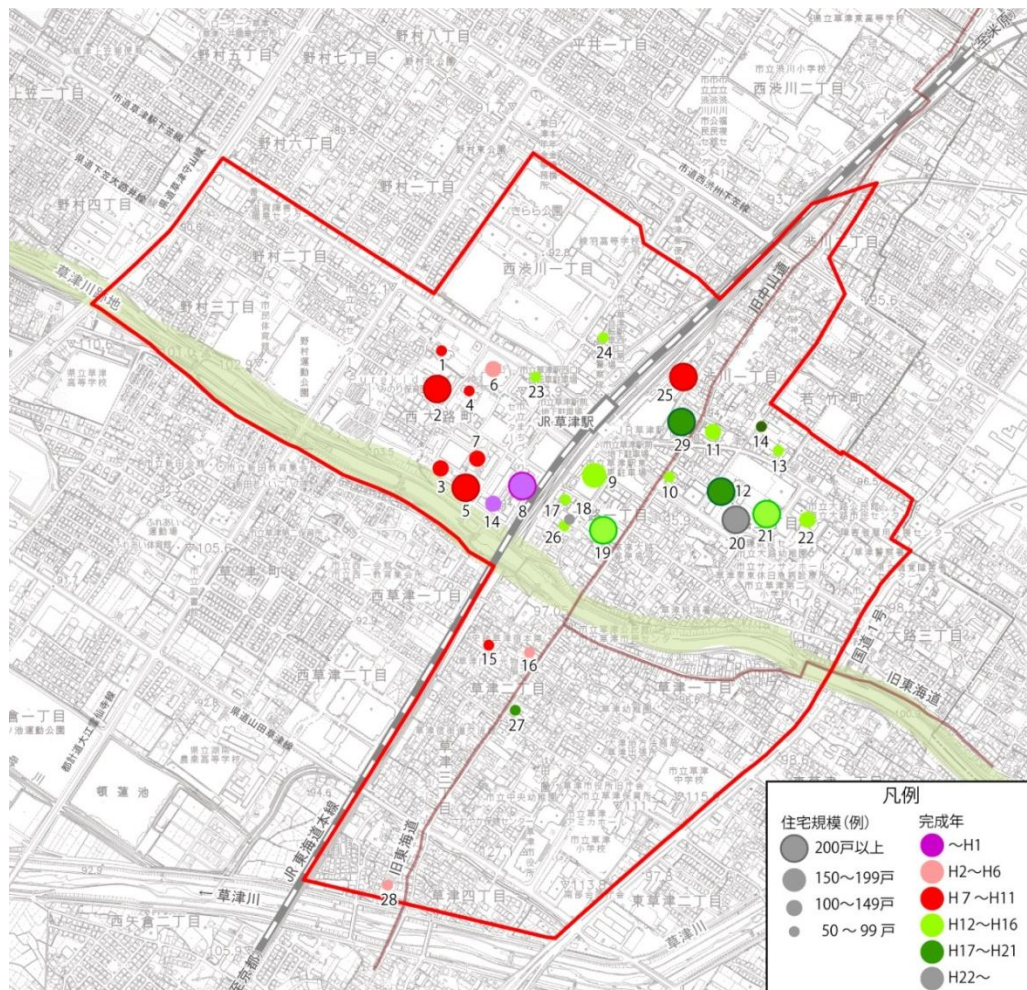
●図 10-1 草津市内の床延面積 1000 ㎡以上の大型小売店舗の分布 (P40 表 1-16 参照)

(出典：東洋経済新報社 『全国大型小売店舗総覧』 2012. 8. 8 発行)

2) 中高層（大規模）マンションの現状

no.	名称	階数	戸数	完成年月日	no.	名称	階数	戸数	完成年月日
1	ユニハイム草津フレッシュ	14	87	H11.7.30	15	コスモ草津式番館	12	96	H11.8.5
2	ユニハイム草津ユトリオふれあい館	14	219	H10.3.13	16	コスモ草津	10	61	H4.6.12
3	ファミリーハイツ草津Ⅲ番館C	15	114	H8.7.31	17	デ・リード草津駅前	14	62	H12.6.22
4	ユニハイム草津ユトリオやすらぎ館	15	96	H10.3.13	18	サンシティ草津駅前	10	64	H23.2.28
5	ファミリーハイツ草津Ⅱ番館B	21	201	H9.7.25	19	リーデンスタワー草津タワー111	32	267	H16.12.7
6	クサツウエストロイヤルタワー	25	134	H4.6.12	20	プレサンスロジェ草津	19	236	H24.6.18
7	ファミリーハイツ草津Ⅰ番館A	12	124	H8.7.31	21	マーメイドシティ草津	17	208	H15.6.18
8	シャルマンコーポ草津Ⅰ	11	216	S51.3.23	22	サーパス草津大路	10	102	H16.1.11
9	エルティ932ガーデンシティ草津	18	167	H1.3.20	23	ジュモオネティ	9	56	H15.3.12
10	伽羅コート草津壱番館	14	75	H15.3.4	24	グランブルー草津	8	61	H13.3.2
11	ペルル草津	11	60	H12.8.14	25	ローレルコート草津	14	257	H9.9.16
12	伽羅ガーデンスクエア飛翔館・秀麗館	20	281	H19.1.2	26	ルームズオオジ	8	77	H14.3.6
13	ロイヤルアーク草津	15	63	H13.7.31	27	プリマヴィラ本陣	9	69	H22.3.14
14	シャルマンコーポ草津Ⅱ	11	141	S51.3.23	28	草津パーク・ホームズ	7	54	H6.7.13
					29	ザ・草津タワー	29	314	H21.8.8

●表 10-5 中心市街地内の中高層（大規模）マンションの一覧（5階以上かつ50戸以上）

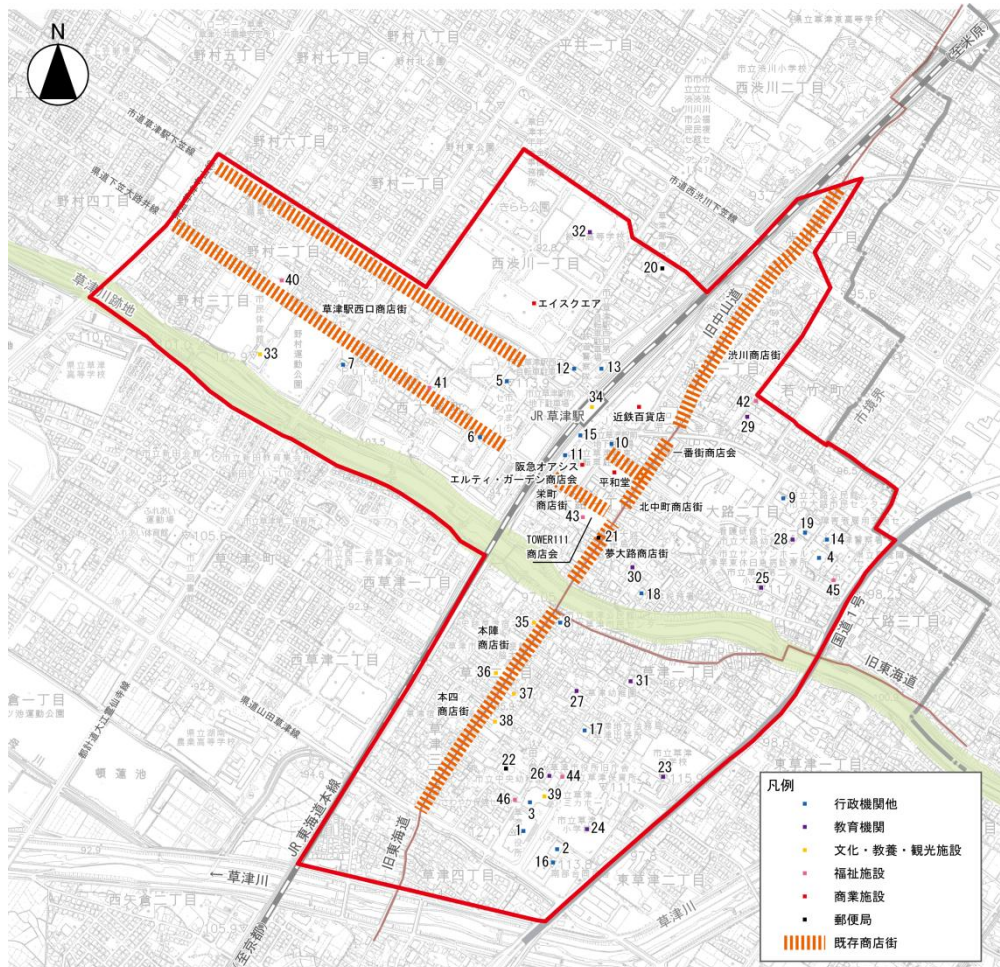


●図 10-2 中心市街地内の中高層（大規模）マンションの分布（5階以上50戸以上）

(2) 庁舎などの行政機関、病院、学校等の立地状況

	No.	施設名		No.	施設名
行政機関 他	1	草津市役所	教育機関	23	草津中学校
	2	草津保健所		24	草津小学校
	3	さわやか保健センター		25	草津第二小学校
	4	草津合同ビル(サンサンホール、草津商工会議所、草津栗東休日急病診療所、草津市立少年センター)		26	中央幼稚園
	5	まちづくりセンター (草津市コミュニティ事業団)		27	草津幼稚園
	6	コミュニティ支援センター		28	大路幼稚園
	7	人権センター		29	若竹幼稚園
	8	草津市民センター		30	信愛幼稚園
	9	大路市民センター	31	草津カトリック幼稚園	
	10	草津駅前地下駐車場(東口)	32	私立綾羽高等学校	
	11	草津駅東自転車駐車場	文化・教 養・観光 施設	33	市民体育館
	12	草津駅西口自転車駐車場		34	草津市観光案内所
	13	草津駅西口第二自転車駐車場		35	史跡草津宿本陣
	14	草津警察署		36	集ま処 縁
	15	草津駅前交番		37	くさつ夢本陣
	16	南部合同庁舎		38	草津宿街道交流館
	17	大津地方法務局草津出張所		39	アマカホール
	18	草津税務署	福祉施設	40	草津ケアセンター
	19	(社)滋賀県看護協会		41	Pure Kidsみのり保育園
郵便局	20	草津郵便局		42	キッズルーム・たんぽぽ
	21	草津大路郵便局		43	KIDS 豆の木
	22	草津市役所前郵便局		44	草津保育所
				45	第六保育所
			46	地域活動拠点「ゆかい家」	

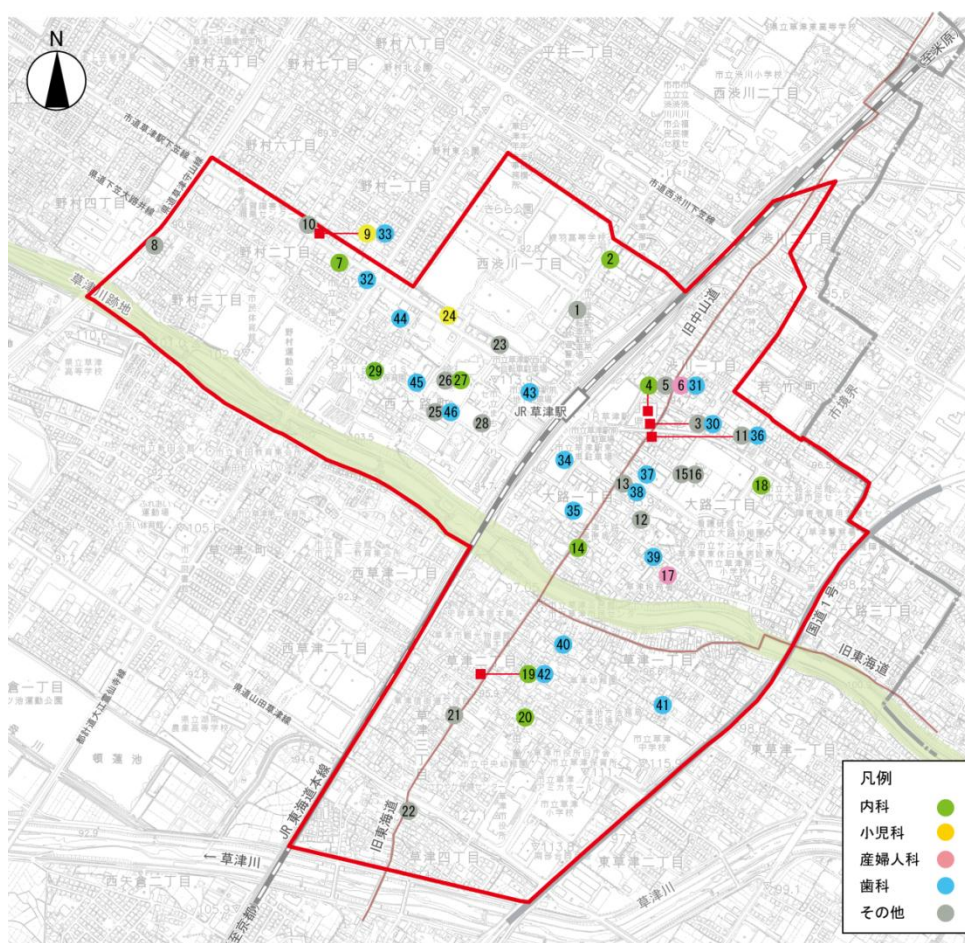
●表 10-6 中心市街地内の公共公益施設の一覧



●図 10-3 中心市街地内の公共公益施設の分布

NO.	名称	診療内容	NO.	名称	診療内容
1	医療法人上原眼科	眼科	24	やなぎはらクリニック	小児外科、小児科、外科
2	富田クリニック	内科	25	加藤乳腺クリニック	乳腺外科、外科、肛門科、形成外科、麻酔科、消化器科
3	やまみち耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科、アレルギー科	26	板谷耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科
4	内田内科循環器内科	内科、循環器内科	27	医療法人佐竹クリニック	内科、胃腸科
5	こばやし整形外科	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	28	木村診療所	皮膚科、泌尿器科、アレルギー科
6	草津レディースクリニック	産婦人科	29	中神内科クリニック	内科、循環器科、
7	西大路クリニック	内科、呼吸器科、循環器科	30	なかばやし小児歯科	小児歯科
8	耳鼻咽喉科岸本医院	耳鼻いんこう科、アレルギー科	31	草津いりえ歯科クリニック	歯科、小児歯科、口腔外科
9	たにむらこどもクリニック	小児科	32	おおくぼ歯科医院	歯科、小児歯科
10	尾松医院	泌尿器科、皮膚科、アレルギー科	33	加藤歯科医院	歯科、小児歯科
11	医療法人愛優会つかだ眼科クリニック	眼科	34	純歯科医院	歯科、小児歯科
12	津田皮膚科	皮膚科、形成外科	35	草津駅前デンタルクリニック	歯科
13	中野クリニック	泌尿器科、内科	36	つかだ歯科医院	歯科
14	医療法人九谷医院	内科、神経内科、循環器内科、消化器内科、耳鼻いんこう科、整形外科	37	金沢矯正歯科クリニック	矯正歯科
15	あらい眼科	眼科	38	林歯科医院	歯科
16	さいクリニック	精神科、心療内科	39	岡崎歯科医院	歯科
17	入江産婦人科	産科、婦人科、美容皮膚科	40	後藤歯科医院	歯科、小児歯科、矯正歯科
18	神吉医院	内科、循環器科、心臓血管外科、外科	41	有馬歯科クリニック	歯科
19	久徳医院	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、リハビリテーション科	42	久徳歯科	歯科、小児歯科
20	竹岡診療所	内科、皮膚科	43	南歯科クリニック	歯科
21	駒井眼科院	眼科	44	戸崎歯科	歯科、歯科口腔外科
22	井上医院	皮膚科、内科、アレルギー科	45	丸山歯科医院	歯科、小児歯科
23	ひつじクリニック	精神科、心療内科	46	医療法人むらお矯正歯科クリニック	矯正歯科

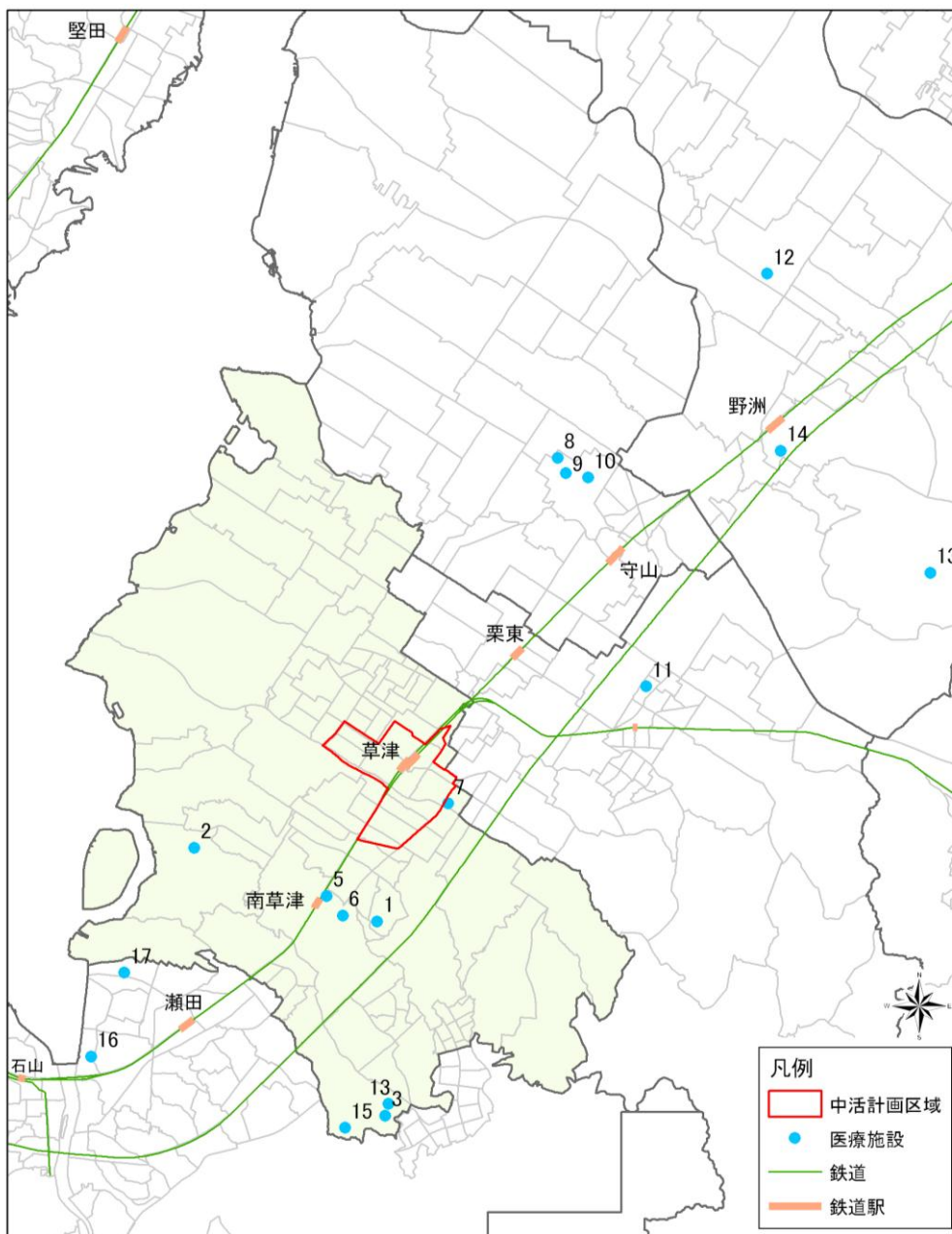
●表 10-7 中心市街地内の医療施設の一覧



●図 10-4 中心市街地内の医療施設の分布

保険医療圏	NO.	医療機関名	病床数		
			計	一般	療養
湖南保健医療圏	1	近江草津徳洲会病院	199	155	44
	2	草津総合病院	719	569	150
	3	滋賀県精神医療センター	100	-	-
	4	びわこ学園医療福祉センター	116	116	-
	5	南草津野村病院	38	38	-
	6	南草津病院	137	42	95
	7	宮脇病院	51	51	-
	8	滋賀県立小児保健医療センター	100		
	9	滋賀県立成人病センター	541		
	10	守山市民病院	199		
	11	済生会滋賀県病院	393		
	12	湖南病院	120		
	13	びわこ学園医療福祉センター野洲	138		
	14	野洲病院	199		
大津保健医療圏 (瀬田川より 草津市側)	15	滋賀医科大学医学部附属病院	608		
	16	瀬田川病院	282		
	17	琵琶湖療育院病院	155		

●表 10-8 広域連携している医療施設の一覧



●図 10-5 広域連携している医療施設の分布

[4] 都市機能の集積のための事業等

(1) 市街地の整備改善のための事業

- ・草津川跡地賑わい空間整備事業
- ・(仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- ・アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

(2) 都市福祉施設を整備する事業

- ・(仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・国史跡草津宿本陣保存整備事業
- ・公立幼稚園と公立保育所の役割と機能検討事業
- ・(仮称)市民総合交流センター整備事業

(3) まちなか居住を推進するための事業

- ・(再掲)北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・野村市営住宅跡地周辺利活用検討事業
- ・木造住宅耐震・バリアフリー改修支援事業
- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業

(4) 商業の活性化のための事業

- ・(再掲)草津川跡地賑わい空間整備事業
- ・(再掲)アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・(再掲)(仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・(再掲)住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・商店街テナントミックス事業
- ・魅力店舗誘致事業

(5) 公共交通機関の利便性の増進のための事業

- ・「まめバス」まちなか循環線運行事業
- ・「まめバス」路線駅接続化事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 中心市街地の活性化に向けた試行的な取り組み

1) 草津まちづくり NPO による各種イベントの取組み

市街地の衰退に問題意識を持った事業者や商店主が集まり、平成 18 年度に「草津まちづくり委員会」が設立された。この委員会は、中心市街地活性化に向けた計画書「草津まちなか活性化プログラム」を策定し、平成 21 年 1 月に市に提案するとともに、平成 21 年 7 月には、同計画の事業主体として「草津まちづくり NPO」として法人格を取得された。

草津まちづくり NPO では、先の「草津街あかり、華あかり、夢あかり」の他、毎月第 3 土曜日には布小物、草製品などおしゃれな手づくり品を集めたバザール「草津アート市」や「食べる・買う・泊まる」などを切り口に、街の広報活動として、WEB サイト「週末草津」を運営する等、はいせんす・草津の実現を進めている。



● 図 10-6 アニマート跡地で行われた「草津アート市」

2) 草津川跡地について考える市民ワークショップ、ガーデニングサークルの取組み

古くは全国的にも有名な「天井川」であった草津川跡地。草津市では、この中心市街地を横断する貴重な公共空間を「ガーデンミュージアム」をコンセプトとして、人と自然、人と人が繋がる空間づくりを進めている。

いつも誰かが活動し、訪れた市民同士の交流が育まれる空間とするため、これまでの公共事業の進め方に、コミュニティデザインの考え方を取り入れ、設計の段階から市民の提案を出来るだけ取り入れていく試みを行うこととし、スタジオ L の山崎亮氏を招き、主体形成に向けた市民ワークショップを進めている。

また、高質な緑の空間を守り育てる主体として、平成 24 年度に市民によるガーデニングサークルを立ち上げ、公共空間の市民によるエリアマネジメントが進められている。



● 図 10-7 市民ワークショップ、ガーデニングサークルの様子

3) 既存の商店街の枠組みを超えた草津バル、近隣市と連携したまちゼミ等の開催

既存の商店街の枠組みを超えて、中心市街地内の飲食店が連携し、平成 24 年 10 月 6 日に第 1 回くさつバルが開催された。チケットが 3 日前に完売する等、市民からの期待を集め、当日は昼夜にかけて 1,000 人を超える方が様々なお店を楽しみ、まちなかを回遊した。中には行列が出来る店舗も見受けられ、まちの賑わいは通りを通行する市民にも感じられた。

一方で、全国でも珍しい取組みとして湖南 4 市の商工会議所が連携して、平成 24 年 11 月 1 日～の 1 か月間、「得する街のゼミナール 2012」が展開された。湖南 4 市合わせて 89 の講座が設けられる中、草津市では内 27 講座が開催され、参加者、主催者共に良好な評判が聞かれた。このように近接する大津市や守山市といった、草津市よりも先に中心市街地活性化基本計画の認定を得た自治体との広域的な横の繋がりも生まれつつある。



●図 10-8 くさつバルのリーフレット

4) 民間による再開発事業の実施

草津駅東口エリアについては、かねてより民間による市街地再開発事業が行われ、老朽化した市街地の更新とともに魅力的な商業・居住空間の整備が進んでいる。

昭和 48 年度に A～E 地区までの 5 つの地区において、市街地再開発に取り組む計画を策定し、平成元年には、初の民間再開発事業として A 地区再開発が行われ、LTY932 が開業した。

平成 10 年度には、再開発等のエリアを見直した草津駅東地域市街地総合再生計画の大臣承認を受け、その後、平成 17 年、平成 21 年と TOWER111 及びザ・草津タワーという 2 つの民間再開発が終了した。

現在、残された BC 地区の一部においては、新たな再開発に向けた準備組合が設立されており、老朽化した市街地の整備更新と商業施設の誘致等、中心市街地活性化の新たな起爆剤としての事業化が進んでいる。また、E 地区においても過去には準備組合が設立されており、今後の動向について期待されている。



●図 10-9 LTY932 の写真



●図 10-10 草津タワーの写真

5) 西口商店街とエスクエア、市民活動団体との関わり

草津駅西口エリアにおいては、商店街とNPOとが連携し、商店街等のお店やイベントを紹介する商店街情報誌「ウエストサイドストリート」を発行するとともに、シティホテルや大規模商業施設と共催による地域の夏祭りや地域の特産であるクリスマスブーツを活かしたブーツ企画等を地域ぐるみで行っているなど、大規模商業施設やシティホテル、金融機関等も商店街に加盟し、商業者が積極的に地元住民、市民活動団体と関わりを持つなど地域コミュニティとの連携が進んでいる。



●図 10-11 商店街情報誌



●図 10-12 クリスマスブーツ企画の写真

6) 「縁」「ゆかい家」「空き店舗」によるコミュニティ支援の取組み

高齢化が進む草津学区を中心として、空き店舗を活用したコミュニティ支援スペースの充実が図られ、高齢者の居場所作りや市民活動の促進が進んでいる。

- ・街道ふれあいサロン：H22. 3. 19 オープン

シルバー人材センターの会員の手づくり作品を展示・販売されるために開設。高齢者の皆さんの生きがいづくり、地域社会への貢献の場だけでなく、地域の皆様や市民の皆様、観光客の皆様が憩いの場としてふれあっていただけるスペースにも活用。

- ・縁：H23. 2. 1 オープン

市民活動、地域活動、ボランティア、社会福祉など草津を元気づける「まちづくり活動」に利用いただくフリースペースとして設置。市民ギャラリーとしての様々な企画展等も開催。

- ・ゆかい家：H24. 3. 30 オープン

地域の人が誰でも、いつでも、気軽に集まり交流できる居場所として、また、仲間作りや支え合い活動の拠点として、地域住民の手により開設。



●図 10-13 縁の写真



●図 10-14 ゆかい家の写真

7) 学区まちづくり協議会によるまちづくりの実践

草津市では、平成 22 年草津市協働のまちづくり行動計画を策定し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもとに、地域課題の解決のため、地域の皆さんが力を出し合い、まちづくりを行う住民自治組織として「まちづくり協議会」を設立された。

まちづくり協議会においては、自分たちの地域が目指す将来像の実現に向け、「地域まちづくり計画」を作成されるなど、住民による特色ある地域まちづくりを進められつつある。



[2] 都市計画との調和等

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その法令に基づく様々の計画との整合性について

1) 第5次草津市総合計画との整合（再掲）

平成22年3月に策定した第5次草津市総合計画では、対象地区は、まちなかゾーンのにぎわい拠点に位置付け、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集積を誘導するゾーンであり、うるおい豊かでのにぎわいと交流に未知な、まちなか居住のゾーンであるとしている。

また、対象地区に関して、商工観光において、市民生活を支える地域の商店街の振興を図るとともに、既存商業などの集積を生かし、魅力と特色ある都市の商業空間づくりを進めるとしている。

2) 第4次草津市国土利用計画との整合（再掲）

平成22年3月に策定した第4次草津市国土利用計画では、対象地区を、「にぎわい拠点」と位置づけ、本市および圏域の中心的な商業・業務・情報・文化・産業機能等の一層の集積と都心居住機能の誘導を図り、多様な都市機能の充実に努めるとしている。

土地利用方向については、にぎわい拠点である対象地区においては、市街地再開発事業等により土地の高度利用を図り、商業・業務・文化・サービス・居住機能の集積を伴う都市基盤整備を進めるとしている。また、旧東海道および中山道沿道の商店街は、歴史・文化環境を生かした街なみの形成に努め、居住環境面では、住宅地における狭い道路の解消、あるいは公園等オープンスペースの確保等、特に防火、防災面に配慮しながら、今後は、草津らしさを踏まえた都市景観の形成を進め、商業・業務機能と調和のとれた土地利用を計画的に進めるとしている。

3) 草津市都市計画マスタープランとの整合（再掲）

平成18年3月に策定した草津市都市計画マスタープランでは、対象地区を、北部中心核に位置付け、“今後は、居住機能の充実に図りつつ、医療、福祉、健康、行政、文化機能の立地を促進し、徒歩を基調とする生活圏の形成を目指します”と方向性を設定している。

また、地域別構想では、対象地区は、「草津地域」に区分されている。

「草津地域」では、地域の将来イメージを「歴史資源を魅力として活かしながら 住・商の共生が活力を高めるまち」として、「住みよいまち」「賑わいあるまち」「潤いのあるまち」の3つの視点から、方針が設定されている。

住みよいまち	
方針①	住商が共生する利便性の高いコンパクトな市街地の形成
方針②	防災対策の強化により安心して生活できる環境整備の推進
方針③	歩行者・自転車交通における安全性の確保
方針④	住みよい地域を住民が自ら形成していく仕組みづくり
賑わいあるまち	
方針①	交流機会の拡大に向けた総合的な交通体系の構築
方針②	魅力ある中心商業地の形成
方針③	歴史資源などを活用した街なか観光の育成・交流の場づくりの検討
潤いのあるまち	
方針①	身近な緑や水辺空間の充実による潤いある街なみの形成
方針②	都市的景観と住宅地景観が調和した都市景観の形成

[3] その他の事項
特になし

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [6] 中心市街地活性化の基本方針において記載
	認定の手続	本基本計画は、草津市中心市街地活性化協議会との協議を経て策定
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域、中心市街地の要件に適していることの説明において記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 総合的かつ一体的推進に関する事項において記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能集積の促進を図るための措置に関する事項において記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項において記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8において記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標において記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8において掲げた各事業について実施主体を記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8において掲げた各事業について、平成29年度までに完了または着手できる見込みである